風俗醉菜夜談前編

時候

1曾5
120
1

門 1 曾5
號 130
卷 1

風俗醉茶夜談前編總目録

第一卷乾坤門上

一丁 世界はゆの泥のくゝの事
二丁 十二天次の事
三丁 日食月食の事
四丁 ほくと七星の事
五丁 三台星の事
六丁 たゝぼしの事
七丁 東海姫氏国の事
八丁 日本王氏國の事
九丁 大清國の事
十丁 三韓の事
十一丁 朝鮮國の事
十二丁 琉球國の事

第二卷乾坤門下

十三丁 石のとゝい〻の事
十四丁 近江湖と駿河湖〻との事
十五丁 鍾乳井の事
十六丁 銚子と霊湯の火の事
十七丁 石印神の事
十八丁 石鼓の事
十九丁 地獄の門の事
二十丁 角石の事
二十一丁 加羅国の事
二十二丁 山のかたむく事
二十三丁 三国一山の事
二十四丁 泰山扶桑の雲の事
二十五丁 寒火の事
二十六丁 〻〻〻の水の事
二十七丁 越王石淫預石の事
二十八丁 二荒山の事
二十九丁 虎冢の事

第三巻時候門上

一丁 三元のあ〻との事
二丁 初春八日の間日の名の事
三丁 上元地火の事
四丁 釈迦涅槃の事
五丁 い〻の事
六丁 名食の事
七丁 上巳乃事
八丁 浴佛節の事
九丁 端五の事
十丁 入梅出梅の事
十一丁 嘉祥の事
十二丁 七夕の事
十三丁 蚕家魚の事
十四丁 七月如蘭の事
十五丁 八月十五夜の事
十六丁 八朔の事

第四巻時候門下

十七オ 重陽の事
十九オ 神ふゝ月の事
廿一オ 冬至の事
廿三オ 守歳の事
廿五オ 正五九月の事
廿七オ 不成就日の事
廿九オ 閏月の事
卅一オ 与夜叉の事
卅三オ 九月十三夜の事
卅五オ 豕の子の事
卅七オ 追儺の事
卅九オ 五時令の事
四十一オ 庚申さの事
四十三オ 百六陽九會うけむけの事
四十五オ 後九月の事
四十七オ 漏刻の事

第五巻気形門上

一オ 長狄の事
三オ 長頸王の事
五オ 果下馬の事
七オ 猩々の事
九オ 狐の搬化のこと
十一オ 蠻子の事
十三オ はちたゝきの事
十五オ 猿の厩中に居ふること
二オ 張仲師の事
四オ 二王の事
六オ 蚕神乃事
八オ 人魚の事
十オ 西門佐用じの事
十二オ 大雄尊小雄尊のこと
十四オ 高ちゝこの事
十六オ うゝ志西方郎の事

十七オ 女市の事
十九オ 項羽廟神の事
廿一オ 蠻人の事

第六巻気形門中

廿三オ 鳥臣の事
廿四オ 黄山魚の変
廿六オ 老人の子影ある変
廿八オ 趙飛燕張飛燕の事
三十オ 虎の妖怪の事
三十一オ 土蛟の事
三十二オ 早母の変
三十三オ 臨江麋豫駅永鼠の変
三十五オ 獅子のざゝかうの変
三十七オ 蝦蟆上三種あり事
三十九オ 肉花仙の事
四十オ 疫神の色いろゝゝさらつる
四十二オ 像馬の事
四十四オ 白鼠大黒天の使者の事
四十六オ 麝香の事
四十八オ 猫ゝゝの事

第七巻気形門下

五十オ 佐野源左衛門の事
五十二オ 蠱毒の事
五十四オ 陽橋魚の事
五十六オ 角端の事
五十八オ 大江山鬼神の事
六十オ 亦魚白魚の事
六十二オ 猫鬼の事
六十四オ 蜮の人ゝ魚ゝけらふの事
六十六オ 兎門ゝゝゝゝふ神の事
六十八オ 乙しゝゝゝ島のる
七十オ 波来青の事
七十二オ 斉宮斉院の事

四八 喜鵲の事
辛 子規の唐法ふる事
辛一 鳧ハ必ずとりもちし事
辛二 前魚ふ法事
辛三 猪と豬の名の事

第八巻支躰門上

一 通天犀の角事
二 蝦魚のしげ四丈四尺の事
三 潞涿君の事
四 牛黄の事
五 駢脅の事
六 癰疽と不二法事
七 虬所の事
八 目ゝて其人ゝ事
九 耳ゝ肩ゝ事
十 法徳の事
十一 干鬼の事
十二 鉞死の相の事
十三 鼻ハ天中山の事
十四 猕猴面の事
十五 大法人の事
十六 鼠のやまいの事

第九巻支躰門下

十七 法蓮ゝ子ゝ事
十八 髀骨と塔ほとゝ事
十九 鼈王の事
二十 蛇の人と射ゝ事
二十一 蜜と蜜ゝと巨鼠の事
二十二 愛の屋上かゝるたゝ事
二十三 下ゝの事
二十四 擢推盌脱の皮人の事
二十五 尖臼奴の事
二十六 死人容貌年毎ゝ打ゝ事
二十七 彭の山毛ゝ事

十三オ 法皃毛の事
十四オ 歯ハ晋ホ居て黄ろ〻の事
十五オ 細腸ハ三尺六寸の事
十六オ 夜のちり〻の事
十七オ 三平二満の事

第十巻德藝門上之上

一オ 日本中國〻往来の事
三オ 〻〻たる〻の事
五オ 大黒〻〻の事
二オ 三乗六通の事
四オ 七〻の月〻年忌月忌の事
六オ 六道錢の事
七オ 骨試て父子と云事
八オ 千中の縦理の事
九オ 酒後の別の〻〻ある事
十オ 六癩きわめる事
十一オ 悪鬼の人を〻ける事

十二オ 天皷〻ち〻る事
十三オ 曽我兄弟と賊〻ハ〻事

第十巻德藝門上之下

十オ 拳酒〻法の事
十一オ 楚ハ三尺〻〻し秦と亡事
十二オ 能書の德と藏事
十三オ 書写ハ四の法ある事
十四オ 不二法門の事
十五オ 放錢の事
十六オ 内視の事
十七オ 一の上乃〻ふ〻ハ老友〻かと〻事
十八オ 土圓の事
十九オ 孔安国ゆ〻らある事
二十オ 葬ハ四の礼の事
二十一オ 柏〻の事
二十二オ 檀那〻の事

九恩寺の事
則天后の事
書は八の体ある事
乞寒戯の事

第十二卷雅藝門中之上

四方切の事
詩は八の病ある事
猶子の事
七寸の義甲乗と浮ある事
大家薪、癡、聾の事
字は六の体あらの事
魚龍百戯の事
談義僧の事
書の事
鐘鼓のあらはしあるの
牛の馬のたつは縄
散楽申楽の事

第十三卷雅藝門中之下

君子の恥辱のあるとよろしからざる
田楽典楽の事
鉄火湯起誓の事
元興ちよくあるの事
谷ふふ地名の事
者の事
公主と高ある事
小法師の事
世と劫といふ事
四家の釈と性とある事
その校の事

第十四卷雅藝門下之上

牛馬と合ある止動の事
三昧の事

亀ゝいふ物の事
文川武郷廣川議水の事
黄裏の事
狗と屬ゝる事
火事太鼓とゝる事
慈母ゝいふものゝ二つある事
朱四の事
博馬の事
イ点ケ点ヲコト点の事
内裡雛の事
打の字と用ひる事
紫宸殿の御名の事
九流ゝの事

第十五卷德藝門下之下

乗君匹夫の事
蔦紫鉢の事
当門博士のゝ事
五ツの要ぬ女の事
弓陸師の事
獅子廊の事
申戌乙亥の事
君八舟庚人ハ水の事
温券の事
當帰遠志の事
鬼魅と忍ぶ事
左氏大官公羊ハ賣餅家の事
魚ゝ肉ゝ釜ゝ竈ゝ
刑ゝ法ゝ
鞦の痒枝の痒酸の痒の事
葱の事
道鉢ハ鉢書ゝ
豚の事
書画の源一ゝ

風俗醉茶夜談前編卷之一

東都　多羅福山人　戯撰

乾坤門上第一

醉茶毎日いつものところの人なるものとて中の酒とな
しほどしてしてもしきまち傍若無人の
うまいくコヒゲもちと天下第一のようにおもひ
ちひさでに不ほくなんとしていごろ
くくもんたちて王侯もはなはだ毎ごろ
ものでしもちの事を言ひ人もまた

そのさいごの門ハ一にくんきの門にいりみとおしだもしよ
めいのふん多くなんじ世にことゝもなりて文をつゝれし乃
是もそおほ了けにハ人にこんやうまさてかくしし六
友ふたをもちしてながきし月ひろき労ク力
すれども一ふべき三顧のおもなし多らべき事いさん
物監もなくことうもちへさかくすんのちうもなき
是ハ日人しられて草廬と南陽の隴畝というべきらひながらの
ひまにまちてよろ家に孫ぎし乃さまのつけかぐくも
に此ぎの處もが間に人もひまきやまざとのまさになど瀧野

乃ころなどとなへけれハしまにハ何なとそれ
王孫の草乃いほりをとなりはて人にも此ものやどろき
あふやまくにひぎてあまかゝくめそされゆのえへれば
ろもとろうしにつかみえ乃園と南陽園と名け多
我の廬を臥龍館と名づけしよりふしきに衡門さん
そしらみだかして世上既多大耳公ノ英傑終年下ニ鎖ス
鑰廬士之廬といひ館下のそしらにさみして讀書萬巻
多年勤苦去南陽ノ一布衣といふめるまなくのやうかくみ
てありそしくハ何人きのはたらしぬさそざなる天

まではやりかまるゞん姉くちや色とかくまことの人ほし
たましひ八多く嫁く醉くらうもこしくてらずしばや流るく
わりんきうるかめがきくるひろきせり人のあはれなる稲が
こしきりめ八まことゝ申黒蝿蝦蟆にひとしうしかばやしこぎ
士君子のよりはひとアさしして此義こそ草堂みや
まねし北岳(ほくがく)にんまんせるのおんさやなりとそあげ正
ろうひいものてもやさまんこそはさりしくさづかしは匡
むかし八南陽のきくの水とそいのちのべされのある八
ながき限り年のちひながんなるものめやしまちはし

きくろ徳なき身かしのおちりしまれ八孔明(こうめい)とか八淵明(えんめい)
がありきふそうくこ名のさかりもいはしからぞくい
そちぢりけて無んそげたはとざかりぬてはち月東
ろふともる同もてとのたる眼鏡(めがね)八秋をそこ東なあさのの
まびしきなりしやみうれぬとなんぞといふしとて
なそびぬるなるかしかる人のこゝぞのほそそもちでうさ
をなくさめかうくてそこしむとわりびもそなんとむとびし
その茶ぐさのかろくなれる岡ひとて帰るそのこゝ宿
尤乃十まわ義弥勒(みろく)出世(しゆつせ)まことのるなればやせふかわ八つみる

いつゝ一度ハどうのうことなんみきたゆう多くゝ免むりし
地國の人のおろかなるを天が地どくをちゆうまうしゝ後
いづれ〳〵の道やちんとしくらゝしゝ作りるもけみものの
ものをろづりりをとしゝ後ハ義堂禪そうれと
依どるゝ所ゝ孔子孟子孫勒出世のゝハ義のをゝざりしころ
なれハうきまくがくけを宋乃邵康節先生乃十二會とゝ
事あるゝをうんとうたしゝ先てうもしゝ天地を
年壽をさゝめるゝ所ゝやそのゝゆゝハ十二萬九千六百
〇ゝんとゝうんとをゝ迄こをを十二中ゝ子ゝうゝつけゝ子乃

會ゝ亥乃會ゝ迄ゝをを十二會とゝ・・・・・・・・・一會の
年壽をを一萬八百〇ゝんなりゝ世一會ゝ三十年とこ迄
一運ゝ十二世とこめ一世ゝ三十〇ゝんとこ迄一〇ゝんゝ十二月
とこ迄一月ゝ三十日とこめ一日ゝ十二辰とこめて十二辰三開
とををて理ををしゝ如ゝんめもハ又ゝの十二會とゝゝ
をゝうゝて出をを前後の會とゝしゝ作る間をを前會ゝ六
萬四千八百〇ゝん後會ゝ六萬四千八百〇ゝんまくの六會と
息とゝひのゝの六會を消と名つゝけゝ天地ゝゝびやく
セしゝ五千四百〇ゝんまくゝて乃の會入中とゝゝ又

五千四百余年を経て五の會乃至しめ
とぞいはるかくのごとくかぞへて十二萬九千六百乃年
壽(ことぶき)たもちぬ天地まかりぬるのち又と
ものこころをもとめ人の世となりて夏の末にあたる
はきのひしり八人のもち申(まうし)をはくこと(を)年の
會のたしめ乃つ考しるしたるの年壽(としことぶき)
おほしてとをとしてと皇極經世書(くわうきくけいせいしよ)乃きるを
もとりて通鑑綱目前編の春秋元命包(げんめいほう)を引て天地のはじ
やくより魯(ろ)の哀公(あこう)にいたるまでのとしをかぞへたる

二百二十七萬七千余年とぞいふなる世となりて倭(わ)の甲子
のはじめ〻〻ぞ人皇(にんわう)のとしは懿德(いとく)天皇乃三十
余年あまりにやいかゞ（中國のつたへしるす）
しるすはじめより唐國(とうこく)の安永(あんえい)四年乃年にあたる
かぞへたるものの人皇乃人しきる二百二十六万九
千百四十一年とぞ世となりて皇極經世書の
かぞへたるのごとの倭と唐とのあらそふ十四年
もかなのごとの倭と唐とのあらそふ年まで春秋
元命包も緯書(いしよ)の事なれば上古の書契なき世乃年紀

ぶをあしらうてかんぶをもつてやとの国入りをしたのもろ
かうきけるをもつてみしをもつてかうこそ国入りぬ
熊去非正賢祠後語ふ邵康節先生のおしへハもろんとえて
物外をいとびをそふるこのももじ〳〵言勝をもろいく
事をそなへをもとせ世のけものの入ることをもつてといま
又義がおろかなるをもつてをもつてをもつて天地きん人のやう
なるをハ人の老若死生あるがごとくなりをもつて人ハ幸化のれん
中へおつるあるはしいのをもつて地ハをもんのをもつ中に
ゆくふはのをもんみで久しるのはをもつをハ邵先生
たるをのをもつをもつるをのをもつるおもんぶハ人生のをもんをく
をもつ須臾あるをもつるをもつて言地のをもきてをもつ
しもをいをもつをハ乃理をハをもんぶをもつ乃がるへんやをもつるのはをく
うに百花のはをいてひをくハ一をもんだをもつのをもつをハ
小ゆをれ乃をもつのをもつ一をもつをみぶのをもつをもつ
ハ又一年だをもつのをもつをもつをもつをもつをもつをもつ
のはをもつ乃をもつに山をもんをもんをもつをハをもつ大をもんをもつ大
きをもんの多をもつひ世をもつをもつをもつをもつをもつハ又一地のはをもつ
乃をもつハをもつをもつ人ハをもつをもつ人にをもつをもつをもつハ

氣化のすがたはなしくうたてきものなるへのあらにも
なしくさんぬるあまたども天地のごときハ大かんだろ大きくん
のうま（へなきむし）人をもはかなきを九つうまへのうさてさに
年壽をもひさしくなし曾例しなきみちで一世の不
朽にして百世といへども是んぬべき理なりけりて五經
越絶書みえる道ハ三千五百あまりして一さひかなわず一
たまひみちまで環のたえしなきがごとくなるを此あらわれて
ひとかたの皇極經世書に蛇足くはへていえんきのもしろさへ
かのひやくこのしふ元十二萬九千六百のさんさいかんれる
明ふいふりあらん事もする他ふかゝるハなさしんふぎりのやい
まことねのつきのせんふんのを息のこきうあるのけとくなんば
日まぐくのふるきなすハこなさしくきこえて皆こ
又此乃ちの十二萬九千六百年んとさるハ新家の情
家をしめとりひかせ理をねかそこのやうなる先風俗
のせぐくのたんぎ多くぞやうすりかひ出しあるをん
是んじて何なることはそや此世も中々くハどろの波
なるその世の風俗ハ萬子醉ひするまゝ年にみえくるなれバ
萬くあちやくとしき世をなしのこるがごとくはる

蓁邑月令章句ハ天の十二次八危の十度より壁の八度ハ
いうゝと家車の次ゝいふく衛乃分野なり壁の八度より
胃乃一度ハいうゝと降婁の次ゝいふて魯の分野なると
胃の一度ゝゝ畢乃六度ハいうゝを大梁の次ゝいふ
て趙の分野なり畢の六度ハいうゝを実
沈の次ゝいふて晉の分野なり井の六度ハいうゝを柳の三度に
いうゝと鶉首の次ゝいふて秦の分野なり柳乃三度より
張の十二度ハいうゝを鶉火の次ゝいふて周の分野なり張
の十二度より軫の七度ハいうゝを鶉尾の次ゝいふて楚乃
分野なり軫の七度より元の八度ハいうゝを壽星の次ゝいふ
て鄭の分野なり元の八度より尾の四度ハいうゝを大
火の次ゝいふて宋の分野なり尾乃四度より斗の六度
ハいうゝを析木の次ゝいふて燕の分野なり斗乃六度
より須女の二度ハいうゝを星紀の次ゝいふて越の分野なり
須女乃二度より又ゝの天次へめぐりきて危乃十度に
いうゝを玄枵の次ゝいふて齊の分野なりとぞ為
所ゝ也ゝと云ゝ所ゝ也ゝ此ゝの天乃十二次
とゝ乃ゝ也ゝ此ゝの月令乃ゝ也ゝ先後異同ゝ也ゝ費

直周易の卦の象辛とは危の十四度なり降婁とは奎
の二度なり大梁とは婁の十度なり實沈とは畢の
九度なり鶉首とは井の十二度なり鶉火とは柳乃
廿度なり鶉尾とは張八十三度なり壽星とは軫の
七度なり大火とは氐の十一度なり析木とは尾
乃九度なり星紀とは斗の十度なり玄枵とは須
女の八度なりなるさかりの異国より班固氏の阿妹どの
漢書天文志をはじめ劉歆どの三統暦に
よりて十二天次を十二の卦ふんだるつきまとなれ

ども世筆の史はいまだ甲乙のおしちらるところなんどもえ定まらず唐の太宗の十八
學士にはせて晉書をはじめ李淳風とのたんとう撰ゆるしめ給ふ李淳
なる事漢志乃右のいでたるかぎりの天文志なるべしりり
石人諸家の説なるとも同じ星宿の
度數と十二次の先後ハ又さまざまなるの中に第一を壽星の次とかして軫の十二度
より氐の四度ハ辰みなるとして鄭

の分野兗州に属する第二とし大火の次として氐の
五度より尾の九度にいたるまでハ卯に属し
て宋の分野豫州に属する第三とし析木の次と
なして尾の十度より南斗の十度にいたるまで
ハ寅にあたりて燕の分野幽州に属する第
四とし星紀の次として南斗の十一度より須女の七度
にいたるまでハ丑に属して呉越の分野揚
州に属する第五とし玄枵の次として須女の八度
より危の十五度にいたるまでハ子に属し

て齊の分野青州に属する第六とし諏訾の次と
なして危の十六度より奎の四度にいたるまでの分
ハ亥に属して衛の分野并州に属する第七と
降婁の次として奎の五度より胃の三度にいたる
までハ戌に属して魯の分野徐州に属する
第八とし大梁の次として胃の七度より畢の十一度
にいたるまでハ酉に属して趙の分野冀州に
属する第九とし実沈の次として畢の十二度より
東井の十五度にいたるまでハ申に属する

て魏の分野益州に属せり記す十二諸侯の次なり
て東井の十六度より柳の八度にいたるものにかくハ
未の方にあたりて秦の分野雍州に属せり井十二諸侯
の次なりて柳の九度より張の十六度にいたるもの
にかくハ午の方にあたりて周の分野三河に属せり井十
二諸侯の次なりて張の十七度より軫の九度
に次へめぐりきて軫の十二度にいたるものにかくハ巳の
方にあたりて楚の分野荊州に属せり世にいふ諸
侯の分野ハ次球にあたるものなり諸
侯のかたちの

ごとくハ九くに十二あるにより分けてその国ぶの分野ハ
のちにまたこの国の名をとりてその国の分野の
国の分野とハいひてなほもとより天ハ地ハを
こしきるれバ中かねの分地にあたりて世十二次とうく
るもいへども天の九ひなるハ地にあたるなどのたぐひなん
や中国の地の上づかたなるやうにて周天の十二次を
ちりつ事をるなの理ハいかにもきさえ多道どもその
事ハ天にあたりてのちにるべや上ぶ国の六十
餘州にも又その分野のかたちやなしやといひなんに

ん壽星の次ハ伊豆駿河遠江参河尾張ゟ大火乃
次ハあ房上総下総常陸武蔵相模甲斐信濃なり 折水の
次ハ美濃陸奥出羽上野下野佐渡ゟ星紀乃次ハ越
中越後能登加賀なり玄枵の次ハ飛騨越前若狭丹後
ゟ諏訪乃次ハ丹波但馬因幡なり降婁乃次ハ
隠岐石見出雲伯耆美作長門ゟ大梁の次ハ周防安
藝備前備中備後播磨なり 実沈の次ハ伊豫土佐阿
波讃岐豊前豊後筑前筑後肥前肥後日向大隅薩摩
なり 鶉首の次ハ淡路紀伊なり 鶉火の次ハ和泉河内大和

山城摂津ゟ 鶉尾の次ハ志摩伊勢伊賀なり
なり 壽星の次ハ尾張伊勢なり
匠くあるゆあ魚の日本へ圖天のハうぐくなるときんよく
もろうつけるこれたとへバ十二りんぼうの扇子のひらに
あるちがみを山桝つぶるとのうなるものなるごく
ゆてひてひはきゝ也ぬるゆ ハるまゝゝもの大小の事
何ハざるちゝちんしつまるゝもこれゝ義ハ天
学ゝゝゝのゝきゝなるきゝきしなるまゝゝもしゝより
十二次をゆかねの萬國へうりけて何の次が中國ゆゝ何の

次ぐ日本のうち何の次ぐ竺典のうち何の次ぐ琉球阿蘭陀諸国ふあるなんどもいひなほ義理よきふなるとの事ども堪輿家ハそんでハとかのかしき事とゝんえてゞるあや条理ぐとふうて道理そとのけのちをぞはゝ行ぬらるのうき世の風俗ハものだと思つまるてとくつゞりてまゝぬるのたゞきぞや孤このかゝとけゝとくあることくみなぐきかゝなすさしたなかうあるハちぬ男とかつやあるてとふとゝくるかなとだいぞんとのかめゝるかきやゝとゝも疎みなるしてかとゝるれして

とこゞゝらせゝるひとひざあるてゝるみとてかしらふていあゝぶうを礼とたゞくさ国もかをバあゞなし

ろきやかねハまゝかてかさんぬるまなるふゞかはまゝ足ゐ

戚蒙国の輿地をとうまるるたゞかるたゞとやゝなんハまゝとやゝん国もひとりかなるのまゝうかとゝ国のうちそゝうかまゝる蛮国なるよしてんとんゝやみんをゝぶ

さてこゝうづゝ国乃ゝんやみやんとゞいたまん

姫氏傳春秋提要みさいねとりふゝの隆星雨電隕霜震電

大小饑饉やまゝのとゝ地ふるひ塚墳生ゝゞ蛮かつて蛮

ゆゑに日食(にっしき)のときごとに
三像をもちゐる事(ことぶき)なり。のうち
ゆゑしてものかど三十六わりとなる。
をもて演(ながす)ること二百四十二ぐんのちぎりかんのあるべ
き帝(けい)有の天人もあるべし。あるいハ人なるべかの日食の三十
六ゆゑこと聖人まさいねとなりてをるべいう
ゆゑ天人のほうをもつ。なるべき事なりたて日月を
ちゃくちゃくもちゐるとハてをもどんの理にて成ひい
まだ成ひハ理ゆゑ成ひいざるところなり。だいをもあるる

なりハ理ゆゑのまぐちをもちゐる。さてこれに
ゆゑをもちゐるべきなんどハ帝(けい)のるをいつまでも
天人のなりをへきなれバ人も生るまでまきさ
いなると人君の分からちをいさむるなんを
ちゐざるべ。ふく日食(にっしき)のんのうきまるるに
史官(しかん)の人のかんでなるもていまし免まるてをもゆらん
やく君乃世のゆゑ心げよるぬまくいどかくをもし
き日食のんのうをやうふゆるまをもとおもしく
をもしゆハをもうゆのなれだんなどのをもてをん

八天へんの年のときとのよりゆふやうしんの年に八日ちく
ていまし史記のかりこきたしこへなをかくいへども
日月ハうこくとのまて盈編の道理及みよりて八ちく
をべくして志ちくをまて考べきしたがしてちきう
かまし川る事ハ古き例しもいんをれ前漢書ハ高帝
乃元年八十月晦十一月晦と毎月つきて日ちくをる
也也皆ちいをるくこをふきりのいをるをろかをてをざひ
とてのやしもよ東のつをざりる春秋經隱公元年の
壮旋ハ日のゆく事ハたちくして一歳ハ一ちび天をめぐる

月のゆくをるハをやくして一月ハ一ちび天をめぐる
一歳のしらハ日月十二會まじりるべき理なれどもうぶく
をのをしハ南ハいくるといへども志ちくをる事
ハり又志きりハまじりて志ちくをる事もいんをる
とて此ををてをるハ周天三百六十五度四分度乃一を
一日一東ハ日乃中る事ハ一度ハして月のゆけるハ
十三度十九分度の七をりるかくのおちくをぐりく
二十九日三余ハいくれば月ハ一ちひてをとめりて追ふて
日ハゆくひもあがをのハしのをやまに又日を追ひこ

てきの夜（よる）とかしたる五時日月うち
と同じくなり　ときまハりなるゆゑ月まて日乃ひ
りをかはひ乃ゆへせんりゑ日乃ごとくあんれ
ちの時月の或ひハ日道のはるかハしまちの或ひハ日
道のうちかハしまなハまゝ八月とゝ乃ごとく
乃事なん男女のまきりかまゝ　ゝまゝとちのこと
と同じくまゝれハ妊娠（にんしん）なゝ又ものおしくまゝ八月と
ゝどもものらちと同じくなるゆハそやまくみんもん
乃ごとくみて日月どうゝ乃ゆゝうゝ乃ゆゝうしめたうらも

ゝ乃ごとくしたがう毎月二十九日乃餘ゆゝうれハきて先て
まゝ生る日乃ゆゝ日乃ごとくの事ハうるゝび晦（つごもり）の朔（さく）
乃あゝゝとてこれ乃ゆゝ日乃陽（やう）となり
しゝ乃ゆゝかんやう乃ゆゝきゝくのそうつふ乃ごと
毎月八乃ゆゝ乃ごとくおしたるゝ乃月八日の
ひりとかゝとてこれ乃ゆゝ乃ごとくいしゝ乃ゆゝ乃月乃ごと
ゝ乃ゆゝ同（つゝ）家毎乃ゆゝくゝ乃ごとくまでよくなりたるゝ乃ごとくおて
陽乃たりけてゝ乃ゆゝやきとゝ乃ごとくにゝ乃ごとくしゝ乃
夕陽（ゆうやけ）やまたゝゝくゝ乃ごとくまゝ　脇（わき）乃おしゝ乃ごとく

みなゝ夜まかゝりてあらく申さるる事八日のひる
乃てゝ出るとあらはして明ちをでせしゝ出られ遣
より月ハ十三度十九度の七と天とをして月日を
らげ一度げゝゆきてゞゝあらはきあるうちに一日く
と月ハさき〳〵追ひうして日と天度の角とをゝ出るほど日の
ひるの月〳〵あるところ一日なく月ハ着く地や
月のゆがみがまゝゝふなるてやそ十五日かゝしゝ
四ゝ日月のやゝのをゝ月をみいるまゝとるまやく
月ハひゞゝしの天みゝがもて此ゝて月みのをゝて

日のかゝやきと月のゝうらへ十ゞんふうきをんば十五日
を望といふめるまんゞ月のさわらゝをり此時をゝ
月をゝ月ハ天経或間ゝ日月正しくあひ對し
のをゝて龍沢龍尾の中間ゝある時地球をて月をん
をゝ〳〵角をゝをるゞけ時月をん地影の上ゝなんをば
地影のをゝ月ゝ日をんのひるりをゝ〳〵らをやるゝば
月をゝもるをゝやゝやくして月をん地表のはゝゝ
いでゝ月ゝ日をゝ一をゝをゝ時ハ又ゝるゞく
まんゞ月をゝ作りめて又ゝふめる日をん天とあく遣るゝ

一周すれば日月星辰又天地の一周なれば日月の新
旧あるごとく天地の新旧あるべしとあるは
又理へ入るの道なるべし
乃ち月のおそくめぐるゆへ
乃ち月ごとのてんぜうにうつるまんげ
のもとまでに風俗のかはるまでのうつり乃
ち人ごとに見ぐるしかげぶしの大きなる
ぎゝ小はまた月ごとの理こそなれ

四才 晉書天文志に曰く北一星を天樞といひ次二星を璇
といひ次三星を璣といひ次四星を權といひ次五星
を玉衡といひ次六星を開陽といひ第七星を搖光
といふ北斗の七星を一ちの四ふいとして魁とかげ
五より七にいたるを杓と名づけ又樞星を天とし
璇星を地とし璣星を人とし權星を時とし
玉衡星を音とし開陽星を律とし搖光星を
星とし七ちりとして為政に法度とし
石氏星經に曰く北斗一度を西星といふ陽德をつか
さどりて天子のためにつかさどる次二度を法星といふ
陰刑をつかさどりて女主のためにつかさどる次三度を令星

といふものゝいひをあてゝかたちとつくりさだめる事四度を伐
星をつくりふるる天理をけりさだめて天道をあらはす
事五座を殺星といふ中央をはるさだめて四傍を多す
けまゝもある人をつくる事六度を危星といふ
ある天倉五穀をけりさだめる事七度を部星といふ又應
星といふ兵のるをけりさだめる事一度ハ天をはら
さだめる事二度ハ地をつかさどる事三度ハ火をつかさどる
事四度ハ水をはるをけりさだめる事五度ハ土をけりさだめる
事六度ハ木をつかさどる事七度ハ金をつかさどる

さて晉志にいはく星經の紀にのるところにて史記ふるに
天文經星中宮文昌大微少微攝提二十八舍天官のほうに
ゆる衆星をいふとて傳說星姙星糠星天狗星南極老人
星のたぐひとりども所〻に七星の右ゆいてゆる
所〻にてなけもとの樞星と紐とをしてめぐるかゝ
ちゆ民俗の麥うてる件とてつくるがたのまえのま
ゆ出るところゆひんぼの養してゆ出ハ子の男うち
めるごとまつりくと免るるまゝ乃迄るゆゑゆまゆ世
の人のたぐん星と名つけてまつるとハ所〻と夢

七の搖光星が兵をつかさどる。かしこのくに此支（ふりがな：ふりがな）を好（ふかく）
してたんぐんかんさきとハいふめるものんまれをかし
たつのるがゆつハ正月のゑばハ五ツ二月なるバ六ツ三月なん
七ツ四月なるバハツ五月なるバ九ツ六月なんバ十七月なる
十八月なんハ十二九月なれバ一ツ十月なるハ二ツ十一月
なるハ三ツ十二月なるハ四ツとさだめおきてその日ごとのゑこく
かのゑなる干支よりかゑへたりしゑてその月ふみ
つ夢てるかをたりさえ免てゐるものかゞのたろう
かのゑなるふりがくの干支とそえんぐんのんさきのむうぬ

しゐるりれをゑへバ正月元日の卯乃刻ふたん星ハいづ
ゑのくまかむくるやとかりかぬハ四月五ツとりふかゞを
をの刻かしらかのてたりるふ卯辰巳午未のかゞ
かをとさし伊勢辰の刻ふい夢バ又辰巳午未申の
かさかゞをさし伊勢如此ゑ為ひるのさからなく
ゑ乃為ふあてるかゞにるるかく十二支のくるがく
をうぐへをばそんのとさ為るんさきこそゑんぬゞんん
風俗のゑかかりをやうのそのふゑなるびふりんくた
かくろんかいるゑて此ゑんさきをふむゑへハりなるび

あるいはまたうしなふやうあるかしめんくのりんさきみてりのごとくかるがしごとくに軍家者流のやうとがくすんと成敗とす一とうろがけたるこゝろをんハえぐんぞくとハなりうんごろむとびてゆうつんも箭が
遍きりてきるぶんちやうさまんぜんのえかうこと
かハえぐんのりんさきよりめきうハ為みハ様とえてたてる
易のたゝ一こゝをふきりけんくこうろんのごと
きハをひまふけをたるものそまりかうかりと
きくりみきるものひいぶふハかとのもともいまざるのの

五才

黄帝泰階六符経ハ泰階ハ天の三階なり上階を天子
とし中階を諸侯公卿大夫とし下階を士庶
人とするなり三階の法ハ陰陽

やうなる風雨ときあらんとぞ為を砕かんとも後
世の前漢書蕭望之が傳に三公の任をもつ人は所
なる時は三台の星こゝろがたをなをきらうたるべと
春秋元命包に魁下の六星をつかさどる三ぶんをなるい
なるとこゝろといふ(なり)職原鈔に力らやうの三公は
則爾の上にんにして天の三台にかゝるとも書経
周官に三公はこれらを邦をおさめ力んやうを燮
理するこゝろなりとぞ(なり)ぶんにそなはるなるべしも此心をも
為へきなりとの徳ある人にして此心をもつけもふ

なる時は三台なるべし かくこゝろをもて見爾とは名ゝ多
なりと漢書音義に三台星とは六符経に乃ち三台
泰階の事なりと晉書天文志にはくと七星は一より
四にいたると魁と名ゝ拾ゝ名づけたり
と云ゝ(なり)のゆゑにもてこゝろ(なり)ば三台星こそ(なり)ば
四星のもとにゐんする(なり)ば上規七十二度入 異外に
はゝなるこゝろふきまるべ(なり)いかゝ(なり)聖王のてを下
をあまねしやうこんをめぐらしゝ皆天球の(なり)
なるこゝろ久しき例(なり)なりて(なり)ものこゝろにつき

て妻寡とまかり軽重殿最といんじるかも又はまさ
ざる事おすまじ礼記投壺篇の馬とまかりとりある或ひは
秤目の馬とのゆゑ也もとりふめる此ことハはしの
事かて投壺の殿最秤の軽重なかしとてあれ
ども今の俗いま又風俗のすてあとゝる妓女の言下を泡
決して皆根絶とあまんゑ●ばしへばし●ふばし
●ばしなんとまるゝの此乃ちんまる此かしこれ
天文志の所ゝとらがふてゝるのとほゝかるのは

晉書天文志ハ五星の精凡妖とせ分る歳星ハ流ゝ而
蒼星とゝり熒惑填星ハまんじて赤彗黄彗とせ梨
太白辰星ハ白彗黒彗とせりなんじて若茶
小彗ゝて言と説じるに彗星ハんかまを帚
ほゝと名づ事ゆる唐書の志ハ彗星ハものとし星ゝ
ハゝゝて用ゝゝ多いゝゝたゝきゝ八あゝで帚みるい
ゆるゝとたゝゝきものハ數寸おゝく大ひなるものハ天に
ゝゝゝるが此妖のあゝハゝ世ハゝゝ下の郡國ハ兵たゝ
てものかねゝるたゝゝ八ゝぢきのゝゝゝきゝゝ

掃除とる事つくさどを也をして彗しいふめる
彗の躰ハいかく事のなるところふしてそのかゝら虹
かたゞくひて立りなく日乃ひらをかゞくかのびく
ゝ前ゝ多り記六の面ゝより尾ゝ光芒ゝ時ハりなゝ
かゝしにかゝゝ長ゝ面ゝ多ゝ尾ゝ申る時ハ又かゝ
ひがしかゝゝ道伝ゝかゝの新或ひハながく或ひハみ
じかく光芒のあらぶるところの國ことさらかゝ
ひとゞうけ多り流と又常星とゝふものも彗星の
類ハかゝくるものハ常の彗ゝ長ゝ尾ゝ

角ゞそのひらかゝくゝ長ゝ彗ゝ四方ゝ長ゝ
と字ゝふ名る常星ことひゞやうあゝ象のせしるる
かゝゝ光芒ゝ彗星よりもたゞかゝ長ゝ
此常の常星ゝ光芒ことゝ結のゝ長ゝ長ゝ
星辰ゝ長ゝ長ゝ免明屠赤水集ゝ揚ゝ
ゝ長ゝ長ゝ長ゝ孝妻花ゝふ
角るがゝ國のゝ長ゝ孝妻花ゝ
ゝのかゝら乃四方ゝ長ゝ常星の常八字
義なんあるゝ彗星のことハゝのかゝらのゝ

小乃まるかで掃除の義はゐるかんで出しもうなりけりて
こそ風俗の多かきともかしの煩要(らさ)はそびあ乃さるがよ
まひほしとて專らとくに田ツにかごめのりてまび
める牛医しのからるんど天文志にもあ妖象(ようぞう)などバ
あらし侍らめてらなるにつく星(ちう)なるが由文たてき
ほしのそくひともいふべきかなあれ見ゆへまつで
志だとひぬれバおやじのみなごこのなどそ掃除
してけり。

七 野馬臺詩に東海姫氏國といふことありとそしたり志よ
うこにひくほどのそしられあらふもはるみなる諸史の
記をなるところなきてらんかに野馬臺とハ日本のことをまをせる
なり陳壽三国志に邪馬臺ハ倭王のみやこせるところなり
と晋書倭人傳に倭人(まじん)ハ帯方(さほう)の東南大海のうちに
居てけりうり太伯のちらとぞいへりと雜菜辭にく
由ゑと後なるに帯方(さほう)といふ二字をそそのかんにてよくぬれバ
タイワンとなまるなりまが国寛文のんちり国姓爺(こくせんや)兵(へい)をたこ
しいまのおらんだからやうしある臺灣(たかさご)とかあほろ
ほし和東寧と名つけあり八帯方の地などいへるなりしめ

いかにも海路ハわづかの地よりもとほからぬのミなるべし北
史倭国傳ニ倭国ハ新羅百済の東南にあたりて邪
摩堆といふところにやとなしこれにより太伯ちん
ひやうゑいなりと隋書唐書にのするところ晋書北史と
同じけれいま邪摩堆の三字をよみかへてよめバ
ヤアマアクイとなんよまバ大倭といふ訓へたがへなんとつ
けて邪摩堆とハいひなりし漢魏叢書ニ太伯由信
とのみてむかし周の大王やまひしよりにつけ太伯仲雍之弟
あらそひをさけんとて逃去て荊蛮ニ入かくれ住む弟を

ところありみをおさめて勾呉と称せりとぞ太伯の呉
にのがれ給ひしよりのち五世にして武王にいたり殷
をほろぼし玉ふて天下周と宗とせしのち又川
をへたる十四世にて恵王の十七年にいたる此時が
神武天皇辛酉革命のとしなかにて我が国あめつち
のひらけしはじめより国常立尊国狭槌尊泥土
煮尊沙土煑尊豊斟渟尊大戸道尊大苫邊尊面足尊惶
根尊伊弉諾尊伊弉冊尊これを天神七代と称し
なりし天照太神天忍穂耳尊瓊々杵尊彦火火出見尊

鶏茅葺不合尊(うがやふきあへずのみこと)と地神五代と称する神なり
乃ち天地神五位の人皇はいにしへ荒唐なる事なれ
ども神武天皇をはじめ
太伯のむかしより神武天皇をはじめ
元人まで八百人あり此人は太伯の子孫なり
神五代の始りまあり天照
太神より世々ごんらうけの嗣のもしまで此始めより
中国を太伯のきらひて是をうべき位地なり
ちゝはは地神の左祖なり天照太神と晋書北史隋
書唐書の乃ち太伯とは八国乃大王より

文王ゆるまでかりんぜ二百人武王より惠王ゆるまで
又ほんど二百人あり日本の地神五代の始めに配
はば四百人あり五世を四百人とかりてゆるんも
なりもそのあらはるゆ諏神はあるきのちやうけんの始
なりしども言いがたし代の君乃ち御ちが八十人ごの
ちは人なれば神書の人の荒唐なるもいとかぐ
いるもさもあらん事なれども太伯の子孫
なりも時為もさいなるうまれ始めとき西の海のち
ちかくそとまれんそくあの天照太神

さること八百太伯なりたりしかいえんなりもかミ代
よりおくうまれし稲が穂なり(バラモ)八尺をけ作るを
いでやこの国うこ代の民ゝ五穀のるゝ(しゝ)ゝ(ゝ)
倉稲魂大田命大宮姫の二神と後世と稲荷大明神
とゝきこゝまれるゝ人間界一のもくりうとだゝ
ゝ徳あるゝ神ゝ(ゝ)ゝ国の后稷といくども堯の乃う
くゝ人となるゝゝかゝるゝいたゝあるゝかミ代
の稲荷の神と国徳をそんだゝのゝ大切なこの
神ゝゝ帝堯より部とゝふゝ地ゝ封ゝ(ゝ)ゝ乃ゝ

姫氏とそゝゝいつゝゝ国家のゝんゝゝゝ
ぬゝゝゝの聖人のびやゝゝゝゝゝゝ太伯ゝゝゝ
や大王乃長子なゝゝと天照太神ゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ国室のゝゝゝゝ
の名ゝゝゝゝゝゝゝ氏ゝゝゝ脚ゝつゝゝゝゝゝ
かゝ代乃考幡千ゝ姫天知迦流美豆姫王依姫のそゝ
ひゝでも又皆国姓の姫ゝとて名のゝゝにゝゝゝゝ
魯国の伯姫牟姫の姫と国ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ日本
とゝゝて太伯のりやゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

乃ち〳〵なる風俗の所こそ
〻のきなハ所にしてやはらぎいと
の御名ハ加賀の名氏ハやはりそんとて
八月 唐史日本傳ハ日本ハ一の名ハ倭奴国唐の高宗咸
亨元年日本と改りるの国五畿七道ハ
して都ハ一百十五国五百八十七郡なりと八国主
学〻王の名ハ氏と唐の太祖洪武二年使
して日本とも〇さしてそれども国主王良懐ハ
〻と奉ずるとし義ハ所〻と云ふ日

本ハ神国なり天神七代地神
五代の神祢とつきぬ神倭磐余彦尊とをくり先
あてまれて百王一姓の天統なるハ姓氏を改ること
なハ唐史に唐史ハ王良懐ハいろ〻人や
とをくりて事ハ国史をくわしくしるに
堅光厳帝延文三年十一月菊池武光後醍醐天皇第
九皇子良懐親王を肥後の国ハ
の宮と称し使を唐へつかハしるの
書ハ日本国王良懐とをくしそれハ唐ハ

さて此日本の天子の事ハ王氏なりとぞ申すひし
るよしなりとぞ申すとき[illegible]ども何も[illegible]小畠
准后大納言職原抄に源姓を[illegible]中に將[illegible]
神祇伯に任ずる日ハ王氏にて[illegible]
[illegible]又王子[illegible]ハ王氏にて[illegible]
明史の[illegible]松坂[illegible]
のうちにて[illegible]王さてがつて肅慎燕亳[illegible]
左傳に[illegible]狄の國[illegible]
史記司馬相如列傳の注に括地志を引て靺鞨國

ハ古肅慎の地なりとて舊唐書に黑水靺鞨ハ古肅
慎の地なりとあるばかりにて南北ハ
六部落に[illegible]
咄[illegible]
元通鑑に女真の事ハ肅慎にて世に混同江乃東
なる長白山鴨綠水の[illegible]
ハ高麗にとなりに[illegible]
[illegible]て東ハ海に[illegible]
[illegible]ひ元魏に[illegible]
[illegible]唐に[illegible]

鞨といふめるせこれにそのあくがうハかくちぐふん
ども皆ゐるハ挈氏ゐて或ひハ完顔氏もがうもゐる
いてきたり又黒水靺鞨とゐふものハ唐の玄宗開元
のんぢうゐ靺鞨人中国ゐらおちやうしりるゐる
名を李献誠とそゐなうて唐家とがうゐるのとん
ぢうをうけゐるとゐ
おのがせんそのゐんゐるハ挈氏
ゐして又完顔氏ゐも拓ゐきかの黒水とゐがう
ハ此ハ唐朝ゐりそゐりゐる部落の名ゐて名ゐハ
名ゐハ初ゐゐ之代のあいだゐゐ又靺鞨

の名ゐ初ゐ名ゐて女真ゐ称ゐき此女真国ゐ完顔
阿骨打とゐふがゐいで諸国ゐ蚕食しゐゐて
乃ちゐ金国と称ゐしゐ金史本紀ゐ金国ゐの名
ハ朱里辰或ハ女真ゐ称ゐ或ひハ憲真ゐもゐるゐり
いつゐし番語ゐ文字ハゐるゐあやまりゐりいま
たゐんそゐゐゐハ朱里辰ハ千ユイリ・スインとゐ
女真ハニユイスインとゐふ憲真ハリユイスインとゐる
ゐりゐ契丹與宗の諱ゐがけて女直ゐんども
いふれども皆どうぞゐの挈氏完顔氏ゐて古粛塡

のいまの渤海のべいすくなりと歴代の史の金志を
引て金国部落のすがたのかくのごとく
そくどるへの挈氏完顔氏かく靺鞨ちういでるかく
てきたりて温公通鑑唐の僖宗紀の靺鞨の別部の韃
靼といふ国ありるとしかはくてきのときのそ
陰山のうへて居をかまへし唐の北狄傳の靺鞨ハそ
ことし奚契丹の東ハ海にのぞむ国なるが契丹のかしめと
いまてとづりの部落のくにて陰山のうへにあるものをこれ
も韃靼とハなづけきのとこの国奥州つぼのいしかきの

靺鞨国とさうきに三千里とあるハ古粛慎乃
靺鞨ハ今和奥州のかたかたにあるめハ韃靼こそ
東わいてきのかたもときものかやいま清朝のうんで
ハ今の生国韃靼の満人なりといふこれハ靺鞨の別部
なて古書信の遺種なるハ挈氏完顔氏とかくるいてき
おうこうひろくうやもてぎし延享のころ桂菊といふ人
のかうていまの清朝こそ金のひやうゐのそくんそ名
ハ奴児哈赤といふ〜てきたるが中国と沙漠とのまひか
ちうそうこそ免てこうやこうといとなくて盛都となづき

てんぶ[illegible]る太宗名ハ老四王とりひ世祖名ハ臨来李と
いうるの乃ちゆうきを章皇帝とかうなりて此
はるしめて中国みいりて世くまんみうやうとて
ゆきまいりまさきにいとなる満さりひのうやうとび
うりを行都と名づけあり章皇帝の太子名ハ玄曄
ゆきまを仁皇帝とたうなりて世ようりふ名る
康熙皇帝のなりる仁皇帝の太子名ハ胤禎
ゆきまを雍正皇帝と称し雍正帝の第四皇子名ハ
弘曆いまの乾隆の天子なて世祖ようる代ゆうきんと

うやうとなりとて義が号ようてうるるさいさいび清
朝ハ金の裔なる事ハ桂萼の乃ちとくなる金のえハ
女真女真の先ハ靺鞨靺鞨乃先ハ古粛慎なるべ
なるの挹氏完顔氏のもるいなりいつまも満中ようる
いてきなるバんんとなりひ文字ようるまで満の
なるべとなりて漢のなるべとてこそとまりぎ
なるさい大清會典ようる貝子貝勒のるりハ満官ようく極
上のうんまくなると王公侯駙馬伯の五等ハ漢官なる
も貝子貝勒のいかねの川ぎとなるこそ中国のるき

ちなみにしるす大明一流志にいはく春秋の燕国ハいま
の北直隷順天府の地なりとかやけだしもて左傳の肅愼
燕亳ハわが北土とかきしるしたるにくらし相てらしなるその地靺鞨
ゆゑにめんめんの沙汰なれバ肅愼よりいでてほくさんの
みやことさだめたるハめでたきのことなるにぞかの挂冠の金乃
ひやうゐんとかたりなさるゝハ何の傳記にもかいてあるにハ
あらずたゞし金史小傳に日本の源義公これ金の範車城
王となりたまひぬとあるしるしをきてたることのめる人のなく
ろにあれバしつ○公ハ奥羽より蝦夷へわたりたまひ

それより金国へわたりたまひそのびやうゐんが中国へせめ
いりていまの清朝の天子とハなりたまへるよしにて
ハ清和源氏の清の字をとりてがうとなしたまふなんどゝ
まことしやかに沙汰してげれども金史小傳の眞贋た
しかならず○ハ異国のしやうぞくとしるべきかや清客新
語にわが国貞享三ねん丙寅正月のころ大清国福建
の人乃よしみて對馬の国へひやうちやくしてげれバ
平田茂左ゑもんといふ人ありてかのひやうちやくたる
おんしとそねだんしていまなんぢが清朝の天子こそ何の

さねし問ひまゐらせバたゞ志んおんにて趙の字ありてある
ところぞ平田氏又問ひけて趙の字こそかねて中
國の天子なかしうけ伝りて元の天子ハいできより
たえたる人なるが此地なみてありての趙ある乃人あるやと
なげこれとがめ奉ればたゞ志ん又こゝろくらが清朝の天
子これらのせん元朝のちえ出して少しし久しく
中国みまし内しけるが明のところにたちんで沙漠外へ
とびたゝる武又かれのごとくいでしに混和まし唐
てよりのちにハ姓氏なんどの沙汰こそなかりけるが清朝に

ろびろく神州のゆるじなきましたふたゞび関にいりて
中國の天子となり玉ひしのちに趙ある天百家姓方
一のあるじバとてつねにそのあるをさだめて趙とハな
ちうとぞ世やしみ志るせる清のせんぞハ元のちえ出して
むかし沙漠へのがれたる人の志そんといへり又ハ福建の
ひやうちやくなりし志んのちえしと志ようまことかハ
までの事にしてたゞしき傳記のいはれもあらね
ましバ志んましてハかくのか沙汰でかしいかんや趙ある八
入関のありしにきしなし也とあまたくあるなんどせんぞの

姓氏をつぎ給ふもいかゝなるおりなれこそ外国の風俗の
ゆきんなるまねばかりんどびをんの人の足ぬ国乃法法つ
へて五くの婚姻をなすごとくみ此そこまんもりかゝしで
とかゝるのをひあきんなる色ハ仲のかたぐりとうをまて
もあるつゝやかきをまつ　さきの国までもてきのひ
ぐらの安賣してあまを入ゆくゝのをかゝ二をく
で三文乃ものをひことだらもまぬなり
日本紀ゆ神功皇后元ゆんをいゝ　新羅をなるだりし
ゆハしゝゆ新羅ゆりて臣と称しゝ国じく五ゆん

使をしてをつぎしゝ　をりを国じく四十七ゆんゆ
百済よりも又使をしてをつぎしゝ　なをりをを来
ゆ解ゝくこをを渡もるに皇后の三韓ゆいだしゝ
るハるんのをんこをゆ鱠炙ヒ　名をを英淚をを
ゝし国史乃のをるとこをハ　新羅をなるゝ　ゝのをみて
三韓の名ハゆんをいちをゝゝ　舎人親王ゆしをゝ
ゆハで東国通鑑ゆ馬韓辰韓弁韓をを三韓と称をゝ
きひゝゝ国の武王の時箕子をちゝゝんゆ来ゝゝ
てをゝをのひゝをゝゆ相つゆ国をゝもち秦漢の時

いぶるるひるる漢の惠帝のは燕人衛満といふもの
つうと漢朝ゐ用て亡命してちやうせんをあしば
ちやうせんの主準けなんとまけて南の方金馬郡といふ
地ゐいうて行く多にうやゐをいとなむ金馬郡乃馬
乃家と用ひうくたりめて馬韓といふて叫くを始
りる漢の王莽が建国元年又百濟のうめゐ行ひうも
しうばけ時馬韓の名ハつねゐはらび多り又辰韓ハうの
本字ハ秦韓とうきるなりひりしうんぐくのはる秦の
亡人役とさけて韓國ゐのりもゆきしうハ韓國うの東夷
の地とうきて古ゐにあるうしのりる此亡人ゐのが
本國乃がうと乃りもゆきある國の名とをけりて秦
韓し称しうる多ひとりるぐる東夷の小地とさき
あるうまてるのうめてきうなき小國なんぬゐハ国王
と称するほどのちりるゐつ○のうる韓ゐぐくして
臣し称りる記又弁韓ハうるうきる仍記の乃ちうる事
うるゐいまぐうのたしめとゐまびりるちぐんども
ゐまた又る辰の二韓ゐうくしたる小國なまばさきに百濟
の一る韓の地をけりるやうとうるる三韓ともに

皆百濟の地くあハせもちて又新羅百濟高麗
三国のことをハむかしの三韓とハいふなり
がひしるすこと蕭ハ漢魏のかなと諸史みなでる
高句麗国なりもとハ扶餘王金蛙といふものゝ
きの庶子なりる百濟ハ高句麗王のゞんとの次子に
して四じく扶餘の字をもて氏となる国なりる
新羅のことハもとハ百濟高句麗の二国とおなじて
ものくんそハたひなるそのゝちのこのうちよりでる人を
てうつゝ朴赫居世をかゝしてゝ

自立して君となりとぞ此東国通鑑のこゝろを
えるなひしるしの三韓の地ハのこゝ百濟のとやうゞん
となりて新羅高麗の二国ハもとしも三韓のうち
かゝるかゝるいとまハ足ゝ仏ゝ寺いとんやとぶ国
神功えゝん新羅をもとるゞ事ハかゝる乃
ゝんゝいまてハ後漢の敏帝建安ゝゝんゝあるゞん
バ王莽が建国えゝん百濟の馬韓の地をあハせ
たゝるゝとでよ二百ゝん此時ゝあゝ三韓とも
名を称ゝる国なんゞハゝんのものゝうもいまゞ

きりがたしすなはち我が顔をうつまなこにて歴史をよむ
に六朝のころの史乃文をみ三韓といふ国のいでくるは
まづこれあたりは代新羅百済高麗三国のじせきは
隋書唐書なんどにもかきしるしたるなりいま又
本朝にありきたるのふみをとみてげるに皇后の時におほく
三韓をうちたひらげしむことし　顕然としるしたれども
国史のさだんするばかりかくとかゝるにたしかにさだめ三
韓のほろびしころにし皇后の新羅をおさめたまひしを
たいもなるかなちりひぢの地もちがふなんどいふもながらず

ときはふみのまゝなるにたがへてけりかばもんさくに君子い
んぞ事ともしるらむかくいふ理なくんや此るにすべて
三るにむかし三韓の地をかけるやしるを百済
なるにばそのはじめハ日本よりも百済の地をさして
かりに三韓とよびなしゝかんなれどもろこしにハ
そのうち毛病がうりもて新羅高麗までもかなく
おしなべて事と三韓とはいふこともまたくしなむかし
東都のほん江戸といふある地なんども今はだしと京で
しもかはらずなるらしいまにおほく八大都四里四方の

[illegible]の風俗[illegible]
[illegible]て山乃ほんぢのことわざ
[illegible]他国にまり物あるいづち
の人[illegible]
くんとう土音のあるげなること
[illegible]

風俗醉茶夜談前編巻之一終

[illegible]

風俗醉茶夜談前編巻之二

東都　多羅福山人　戯撰

乾坤門下第二

東国通鑑に高麗の茶譲王四年李成桂といふ人おろて武威さんを[illegible]国の人皆成桂よかーづきさうとそ[illegible]と[illegible]明史に大祖皇帝洪武二十五年高麗の李成桂その主を杆城郡といふ地へうしりしりて自立して王[illegible]いまし[illegible]異子が武王の封をうけて名をうけて

朝鮮国と称し、作るべきの地方日本記よりの考へ雞林の
名ありしの新羅百済高麗の地と云ひて一国
八道にわかる国なり。京畿道とつかむ。
らかむこのうちに今ちやうせんのみやこ
なり。二に忠清道とつかむ。しやうさいこのうちに
三に慶尚道とつかむ。きんらくのうちなり。
四に平安道とつかむ。ひらかんのうちなり。
五に全羅道とつかむ。黄海道八に咸鏡道とて
なる国なり。陽成帝文禄元年豊臣秀吉公名乃名護屋
清正小西行長よりはじめて十六人の諸将三都ま
でなりしのごとくなりしが、清正がもつぱらの王子臨海君とて日本へ
とりこにせられ、豊臣氏とうしんにおいて神祖洪業を創
めの王子とはんこうとおのおのしめふくとなり
よりは国のうちの恩義をもつて朝鮮
王けとなりしかば慶長十二年五月をもつて
使をつかはし降ぬとつげしかば元和三年九月寛
永元年十二月国々十三年二月国々二十年

八月明暦元年十月天和二年九月正徳元年十一月
享保四年十月延享五年五月宝暦十四年三月にいたる
までの通信使をまうけられ神祖の御さんとくもた
そむかれしかんひやういみてちやうくわん王のとくへつゐに
むかしとちかはらしめ誠ありていつしきるおかつけり此事
まことのまのあたり人のこゝろのかつきとゝるまきしてはかな
らず風土のならいとかはるあるてもののちやうせんこくの地なん
とはばつかおとつでんみさかなふかくほくてきあれは三河かく
おもてあさしはよりあかりてばこそかくもうちかれとも

あるゆへしこととなれはさるにいま東都ぞんせんのなかしい
まぞ名利ゆゑんをうしなはしけれはげんざかの利益となる
のみをまもるに人とりてあるとてもおのがそのみいてさま
らずしまるの人のひとゝなりこのものことにはちゝんやれはまことたか
乃ちからしきしあいぶしかゝさやきるゝところのいやしお
なるいさびとの市のくさあかるふようし甚しきは
利ありもとうこれところのいふはるところやいさん
に利なしとみども風俗のうつれかはしいは土地のしれたる
めるにしにはかはしるへいとされなるとけものなるいし

てさつまあがめをうしし人くどうくもめられば
ゆるのくらう先生にいとゑをそ年始礼のもの
をそこのりの者こをそこ所にハ利みかくらくれ
いざこざるもとどもくそ多くろざしのうくれう
りうきてをそ江戸のうりゆきんくそんくし風俗の
はめるる

唐書則天本紀ニ琉球とあくをそこの島中国の
皇明通記ニ琉球ハ東南の海中ニあり小国なり福建梅
花所用洋ニ順風利船七日ニて いくらべ 漢魏

唐宋をへて中国ニほうがで隋ニ入て兵をつかわ
をそこの男女五千餘人をとりこにしき元の時使を
てきをきさくめらしども中国のめいよをとがハざるが
ゆのおこりなんでその国をもつて三つとなる中山王
山南王山北王と称して使をつかわしてこれをも
もつて中国の封爵をうけ洪武年間ニ元
と戦をるに保元物語ニ為朝ハ白河帝保元元年鎮西八郎
いまだ成童ニして豊後国をあるをる
九州の民大をるを為朝の威ニおそれ

為朝の子孫なりしかば此人の流球へ渡りしとも
云ふ伝ふ為朝の八丈へ渡りしことは風俗のあり
きを菊池伊豫の餘ちあつて由なし此
かゝぐきの子孫なりしかとも八丈の
ちんだゆは為朝大権神にして神とも人は武功のちん
のことなり

菊池伊豫

左傳に昭公八年晋国の魏榆(ゆ)といふ地にて石のものいふ
あるいはくるもの師曠といふ人こゝに樂師のいとこ

ゆえ又為義かおくりて為朝を京師へ送りしむ
其のち五年に又ゆえあつて新院をなぐさめ奉り
やつれて民間にかくれ住とて
うかゞひて縛して京師へおくりたてまつる
ゆえ為朝力わゝ強くして伊豆の大島に配流せらる
し時為朝大島より八丈へのがれ渡る鬼ヶ島へ
渡りたりといつたへあり八丈にはまた
しかるに鬼球へ唐土より琉球の
名あり中山傳信録に琉球の元祖舜天王は鎮西八郎

石をもちゐることはいまの事なり
なれども石をもちゐてものいはるるあるも
国君あるいは使いもつかはすもの
をもてらごくはかりをもつかはるるのあるもの
なり義第十四の帝しかるに
尚晋の君おろかなりもつて虎祁宮（しきぐう）をつくりびやうぶ
たるどのをつくることをこのみ何とかの石をもちゐる人
をもてらいあるをもあらはすことをいとものこと楽師（がくし）
をもて晋書十六夷狄載記に劉曜光初元年陝（せん）地に
石のものをもちゐるあるをいまの人の事なり
人人の耳にはもちゐるものなれども
のぼりたるかたちの石あるもの
しきものかたちのものあるもの
石又ものをいはるるものあるもの
やつるはハ石又ものをいはるるものあるもの
そのことをもつて朱文公大学明徳の
ちくあるをもいはるるもの

[illegible]て萬事[illegible]
[illegible]の明坂[illegible]
理の[illegible]又かく[illegible]伊勢の[illegible]
[illegible]石の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

故事

[illegible]瓶[illegible]
[illegible]
越絶書に勾踐の時亀山[illegible]
[illegible]
八五百三十二歩[illegible]
[illegible]
の東武里[illegible]の亀山[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

てさとを候ちかく山のいなひとりハ[illegible]
きくハの云あんともその理ハまことよりいなし（田）理を
ひろまりてが国宝暦元年越後ハ国おびたゞしく
ぢちんしてうゑぢちうきやうとのひゝぐ一枚よ
淖泥（たぐ）みひうまて人民牛馬のおしまとうしまとうの
をかりとちかくさりうゑ地よゆうあんのめしく
くをかうきうゑしいハ砂のうゑをんとハをまる
耳ゑきくぶよ却るまうゑぐうしいなゆかう
の人ハいうとなをめくあしうゑをたゑんよいなれ

かくるなりうとあるうしうをのあぢちん
ちゝ村五智領冊原村の乃くらん仁をしいるくひう
ちちんちゝ事ちくさうりうゑをあけねの
ちうくちのの行さりうげさしのなくぬきハちづのの
水くあるくゝ却て井とうゆうゑれてこハうで
砂石のくあうくゝ水のあうくりゑしハちうくゝうとう
なのあハうくゝくうをあけくあるうしうゑ井の水
ちうつちうとうくゝうとうしなぐうよあうしも何事
ゑくんうのちハうとうたうくゝふハうのうくれ

まさしくたしまちゆるの類ふ多なくちかくめくり
ろんのくろんえんけらゆらは鉢白さしのほとりもつる
ばけえなもしかさとあるまくゑ水ハみえしも田き
てとさしくる声でのはちとりきえくりるさむち
めんのとろぬかもとけるえぬかはハ抑ろさきさえむてこの
ぬかれとすうちけく地理とくえましみちじおちまみ
みしいちおの地のくらづもずしく百廿間あれくく
うつらりとぞ風路の穴ハはくてもしくら越後ハちらえ
とほき国ときまふかいよしばぞ了る茶店のらうもめらなそ

あそこちかる仁保郷からのら川と出てしたるの地こそ
こそうつまうけぶりし。まして稀ふ盈ことそ足みむかし
越絶書ふのせうる怪山も今丹后村の仁保泉がいつも出るの
海しける地の声さうそいらめんの大石の〻めさいろの
大石くらとし天地のたいみつねきくちのとハ螺蛉の殻
とゐしとけのふしいもんやそめらへふあんなちし女小さん
がかく小のく本なるとる地中へきしいもし風の陽気の
うこおろくまれぬかいま白ひとさししずうのおもしいさなる
とろうづの繪ちのちげしきしと相売りしじくるおちそ

たとへば中ゝの興地のたいまもいづちゝうつくしき色
ゆたかしとやりいたぐくまいあるまもへきまに川とおら
ゝ波器のぬくつとりてちらあくるのつちまの
あるが手あるゝと加どうゝきげゝとげゝたいたてて
蝶とうのさけゝしゝうあうくゝやまいゝあのしゝ
あとまうゝ仏ゝ川ゝのの乃ゝとあまよいゝみが
ゝとゝとゝあゝ此理あるべし
芸語ゝ孝霊天皇五十八年近江の国ゝ伊吾ゝ生ゝしゝ
豫ゝの国ゝ知ゝゝゝゝの名山とゝんゝとゝゝ春ゝ

砂ゝゝ色ゝ伝ゝ此ゝ
親王の日本紀ゝ玉ゝ都言道の富士記ゝい
くゝうゝ八百ゝゝゝゝのゝゝゝれし
知ゝしゝゝゝゝ伝法の国へゆゝあゝゝ
ゝりがやゝゝの知ゝのゝゝゝゝて友どゝかゝ
らいて山中水内郡の危橋ゝゝ山川
みゝゝいゝのゝ百ゝ男のゝかゝきゝゝゝゝ
ゝちゝのゝゝ琵琶の古体ゝゝゝゝゝ
ゝゝゝ百ゝゝゝゝゝ

むかしおのこ八くらかしこまりて山のなを
八何と名づけ侍るゝ何と名ばけしまことくらん
してやまとゝい作りしよむおのこ法師の法名にて
とらくみゝとゝしひらくとして行道元のつ
かぐや姫山をひらくハかのをとこいとき地ちうが
ゆるぎよあい作りくのちハうくのおとゝしてある義ゆるぎ
とゝらハくぐんとゝまりてふをかくしてしの作り
しよむおのこの高あてをおそれて山をのまるゝまふぢ
をんなあるを山ゝをんなかもあばくいくゝ志川か

なりり天気をうらうに成ハつきいそで山と作る山ハ
きげうをとゝるをばりをゆるぎとゝある
山ゝのゝくうゝ姫事ゝしゝのかゝゝとゝさく
おはけてハさてゝそひらしの近江のうづう弓強河の
やゝあんじも高あのゆるぎしゝ地ひ作小あん
尺ゝ人の方すゝ目のうゝの瘻瘤(おぶ)ゝの祈ぶゝ人で
八又ゝ作ゝくのゆるぎゝ
神社考よ富士の神ゝそ木花開耶姫(きのはなさくやひめ)とゝやゝのらゝの
墓表(ひょう)かゝげゝ金榜(ばん)の書ゝ三国沢一山ゝそ義家よ

所々に毒を吹出す太史公湘南より帰で
名山あり岳穴金箭の水とさゞる所々に
ほそしとのらの世まつ〳〵ならこと形文まとろ
ともかゝの歯類液と生ることの所為むし
急山あり〳〵まこのらて富士のうつのうふ
岩穴のうらとしてあてもしろもと効かもし一夜の
たいゝてりしい岳穴の金箭とふさて〳〵て下無の病患と
さぐつぶ〳〵多其時かのうつの筆表の榜とうてゞる
いかも金字として加けて三国第一山とうふ

ものハ多くは駿河甲斐遠江三国のうち第一の
山とうてるあるもし又かくしてんぢくし日本とと
三国〳〵ふるあるばもあるの言ふもんぞとが国の富
士山のうとぞ〳〵や嵐嶺山ハうの二千五百餘
里夫台山ハ又とのうと世蜀八千丈あるは蜀の巴州の
孤雲両角二山のいあ角できんで天とさらに一抱〳〵
あると世人の耳あるとのうとのうちいんや亞大
臘山のおときハ世界第一の高山かくやかいとうふ
ゆんぢびんの〳〵うさうもいづらの海と

つくるもつくるも世山とうさん事ありしかあぐる
国土八何ともいふ地のやうやうあるめでいまだとどけ侍る
ゆゑで世云りてこれを八富士と三国市一といふ
を後這甲三国市一のうるおきこゝろをもてしめ
しかくてこれぢく日本三国うち市一山とをなくらとも
くハあるとこれを焦螟(しようめい)ハ蚊のまつげこたのぐくのまと
もしるようをもてとおもしろし焦僥氏(しようぎやうし)ハ夸父(くわふ)の武こて企歩(きほ)
のたぐひとしるつよあるをもてなりし小児ハかぐがとを
ゆるものとろく人ハあるうしとあるものあんでこと

をもて人やあ侍るものこゝろ孔孟の法法ハむ
かしの事ゆゑ賢人君子ハいまの世ハ人ハかくなるべと
いふあり富士山のいやこゝとに国ゝうちの人の
たのもいとめるいくかくるとよりげ子ハ
のゝ天下のうちに山ゆえしとろくとをんだ
かのさゝゆゑにあさんとをさうりよをもいつて
ゆくし相もいはるやうゝゝゆゝゝゝ

太平廣記に白州羽角山下より緑珠井（つゝきたい）と名づけ、いづらあり。小晋の時梁氏といふ人のこゝにすまれ井あり。むかし此梁氏のむすめに緑珠といひ義女にてありしが石崇といふ人のこゝにおつかいにこむかたにてこゝにいたり交州にて名をあらためて三舟の三郎といふ。なをしのゝなを梁氏にあらためしなり。緑珠といひてこゝにすまいしてしかも此梁氏の宅にて井のそばにて人にとられ義女にて氏しのちの号なり

そもそも義女の天下にあらはれしまれつかる此井をつゝみてゝ義女の所にて出し後にて人の嬋媛（せんえん）のきはまりなきの聖人なり。かゝるとけらしの丹朱高均（たんしゅこうきん）の聖人もあり。ふしあくの人の稟受（ひんじゅ）なりかくのごとくにして世代のとなりにあらはれる事あり人とあるとの人をもつけのもの人でどのやうにそもそもいとなきこもいとなきこと

大げさ[illegible]とそさけ[illegible]ほどよ[illegible]ちそのの乳ぐさ
のとの高きのやしまいぐ化しかとうしく人
ふるにはまとそとそ美女ちうくとおとちょ
めちゃてさそそとさちうぢうつまあ吸ま百
度とうとそはとむくりふ
公羊傳よ泰山のくといしまていで膚すみて
ひしめきびあしたとおぐぢして天下よはまくあめ
つとと何休よ注よ膚すとはまとそぐしるく膚
とはいゆしとはくとすとこてと羊羊傳よ解ふく

[illegible]とと法とうよ傳文のとろ[illegible]ふしぬてくきとも黍
山のいくとさよ膚すとうのくもとかとくふ天下
ふくくぐいちうし一朝のあいぐよ滂沱とうむくあの
つとうといつのきつきぬくとの[illegible]ちしほの[illegible]
とうはとうとうよこのとうつとくのくもみハ又かくあぬ
事もはくあきとくやうちうのぐはきとうのあくとちく
みあきとくとくとくとくのくもえ鬚鏤
りうとおりひくとハとてえとかぜのいぐきてあはとくく
やくぐとうくのとたで 詩經鄘風蝃蝀篇よあくたよ

かしに隠（かくれ）あるいとなかるゝ
雨ふるゝ水象が地とうけて虹とるゝ
むらしもいまも国〻の山のそら名所のこと
ふかやさしきうつくしのあるふ〻いでるのちう
ゐるゝいとゝ又京橋中橋おのゝへにあづまひよまい
おいでゝ夕月のあらもうもうそうさのうけも
解脱（げだつ）菴東海餘話より下總の国銚子（てうし）のうちに亡霊ぶきも
いとあやしきことあるとせの人のつゝうるゝはなし
大海をゝゝゝ高船陽侯のあるゝまうちぐうれ

てちいろのいてゐるゝ方をとびめぐる舟師（さんぐ）の亡霊風雨の
くらきにたゝりゝで燐火（かゝり）と海上をとゝ喊（とき）のさい
とあげてやあぜんよ鑓（もづる）と横（ほくら）あげさほうちあみと
やがるいまひとゝあるゝしてよもくふ
がまでよいとべちゝあるとのちちちふも燐火
しやつときえてきゝうりあるとゝゝおほりよい
きちりかとたまびと又すとのとゝゝてきさ
ゐとゝとゝ義家よあのゝ亡霊と後ぞるよ亡霊
うしほのうちひとう大海よハかくあゝ人ゐとゝ

也天中記ニ嶺南異物志ヲ引テ鹹水の生ずる海中ハ
くらき夜ハあるいハ火のごとゆらめ
ちらるるものなりとしるしたるもバ汗しらぬ
けちかとて星火のごとくなる月のあるあハ又此ものと
ひとしくしばしば文選ニのるところ未玄虚ニ海賦
ニ云火しるしるゆるしるしるみんなせるもしも此事ハ
あるあるあハゆめくあるしるとるるわるるとるるもも
銚子のおきの云火ハ亡霊のあるるまあるるゆるる
のるるてきるるハ解るるるるいるるるるるる

もてるるるハるるるるるるるるあるるるるるるるる

世語よりあるかんはあるも少よんくその巧事ハ
いかゝ〳〵なりたゝくあるこゝろかゝるゝ晉書記
瞻が伝よ陸士衡が紀瞻と此るゝたゝ〳〵ゝ〳〵ゝ佐の
含容と湯の外接とゝゝてゝんゝゝて金と水とのゝ
つゝゝゝゝゝゝ含容と徳とゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
火よゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

とゝちゞへう華本そゞむ（さらいあ）うだる
しゝハ樵幸ゝうとゝきゝのよゝ七ゞゞゝかゝゝあゞゞ
らゝもゝとゝゝけきのあゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
楊升菴丹鉛總録ゝ酈道元水經註を引て火のいてゝゝゝ
井ハ蜀の臨邛ちゝひゝ嘉定建為ゝゝゝ郡ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

山なを磐しめて地中の火ともるゝ事四方
さゝそゝてとゝ火の明なるゝ事此
火ゝけのゝそゝつゝとゝ火もゝつゝもゝ衣裳
とゝをゝ色ゝ形裳もゝとゝ色とゝ
もあつゝざかはゝそゝまゝ色のうゝゝかゝて泥水の
ものかゝるゝのいゝとゝ
砕ふゝて茶ゝ砕ふゝ酒ゝ砕ふゝ
泥水ゝとゝ色ゝ

江表傳ゝ孫皓が時歴陽縣の石山水涯ゝのゝとゝてゝ

ゝさ百丈ゝかゝゝ三十丈ゝゝゝ

茶を飲ふ〳〵さとを読とるを於られたひるとしをんがく
まどんりのおほくひるとつるるのハ人の身を九竅あるが
ひとくもく九竅きとこきのをらねとつゝじかん
りハかんやゝかいんのぐんきとけゝしてりるわて石ゑの
時あゝていきはあゝ和やりんのきくのこるゝ
きゝとあるるを同ゝりあゝあとゆりんハちんゝひのゝしむ
みゝゝきゝんさてゝゝとんをんをゞゆゝちりんゝものあれハ
鳥ゑるのたゞひゝふをひつゝちりつゝる腐臭のけりれ
ゝゝとみあとハ蝿蚊蛄のあゞひゝふをひゝゝりんりを

ゝんきの門あるとハとゞめゝゝゝ

ざくかして天下ニ人きゝの民をまゐらせ三郎
のつぎ[illegible]といひしかば[illegible]
一ツ下ニ人ねとりこゝろの亟敬あつく
北史烏耆国の傳ニ云ふ国中西北ニかくれる山ぐまハ
[illegible]のうちあぶくのごとく氷のあが
[illegible]川ニ[illegible]餘餉のごとく称ス
[illegible]ぶ[illegible]老人ニ[illegible]
[illegible]髮のごとくやりをさ
だ[illegible]又[illegible]のごとく蓋[illegible]

[illegible]人の[illegible]
のちゝ[illegible]
[illegible]
[illegible]

くまもとの水はまたの水なるが烏巻岡よりそそぎ
来る水を称して[illegible]ども称して[illegible]
地中のあぶくなりて伝説越後の[illegible]
あぐいるあぐのそぐこうのあくつるなど李延寿
とのもるもるもうたはつるふるしたはねるひぬるも
こげるこうこうこうこうこうこうこうこうこうこうこう養老
ぢぐのくまもとのあは天皇もこゆきゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
ゆというゆゆゆゆゆゆゆゆゆ

いそぎまうしてあくるよ惠帝(けてい)の華(はな)をとくちよくしのくらゐにつきて岩(いわ)をもつてあるよりの石をあらためとりたまひしよりこれをまもりおはさるとこそ石敷(せきしき)といふなれつるの樞(とぼそ)てくらをたくさんこれをいとなみ侍ぶらひ蜀中の桐(とう)のあるをきりて彫(ほり)て魚のかたちつくりてあるいは數里よりきこえ人をのりてあるしるしとしてやがて惠帝(けてい)の物をもて蜀中の桐のあるところをさしてこれをいでゆきもとめ侍るよりおもてのおもてをつくりて

人のたまはるものをもとりてはなつてこれをのりてあるとこそはいふなれとかくのごとくの物をもつく

社にある金榜にいとをかしう書かれたる
ものは、ちかきこしらへにてなりけ
れども、此神の由をたづねもとめも
がべれば、はるかに古し。槌もて御ものとと
あるにかゝるものゝ石のうちみしさまいとをかしう
たゞめるものなり。さてこの此神どもの榜も磐
井神社にたるに、いとあまたゝびこゝにてうるはし
きものゝ、いとかしこう大きなるゝ
此ゝにある驛の名にあるもしるくはべらん

こゝろなかしかさなるの神つくりなるもとゝのの
ものかゝりて磐井の上にあるは晉の時の石銘と同じ
ものゝかゝれたるにて此俗のこゝろにかゝるいとをも
くづとなるこゝろにて陣堵物とをもてこゝにも
宋書雲愿が傳に明帝の時に惡つくりて晉安郡太守
となりしかの郡の海中に越王石とて名のあるは
大石のかたちにして此石つゝみに海潮烟霧のうちにかくれて
みんぐのこゝろにしるしあるものにて世のおとれひ
あるたぐひのこゝろと奉りてきしらずしらずの此石なり

[illegible]海[illegible]石[illegible]桐霧[illegible]
[illegible]虞愚が晋安よりいでゝ[illegible]
[illegible]石[illegible]
[illegible]書庾子輿が傳より子輿が巴東より[illegible]勝巴東の涇豫
石[illegible]二十餘丈又つゝまれて海湖のかゝるとて[illegible]
人のなゝ[illegible]ぬ秋よりいんめるに[illegible]
又[illegible]梁
王石八太守の賢と不賢[illegible]晋安の越
[illegible]巴東の

涇豫石八秋湖のいゝとすらて[illegible]
海石の[illegible]のせいとあり歳として太守の
賢否よめづ〳〵さ〳〵ん雲愚の太[illegible]
[illegible]やうの石のいゝとあひんよつめて
[illegible]
[illegible]又賢者のとゝめて[illegible]
湖[illegible]国涇醍醐天皇
元弘三年五月十三日左中將源義貞かゝ[illegible]入道と
[illegible]

[illegible]人は中井[illegible]の[illegible]二十七町
[illegible]年[illegible]小[illegible]左中将の[illegible]
[illegible]入道[illegible]
はるばる[illegible]ぞのるとい[illegible]
ども義[illegible]此湖賢者の[illegible]行[illegible]
勾當侍の[illegible]楠正成[illegible]
いとあとい[illegible]左中将[illegible]何[illegible]湖の[illegible]
[illegible]不首[illegible]湖の[illegible]
暦の[illegible]陸奥の[illegible]磐城奈良葉

郡は[illegible]
て勿来が関の[illegible]
[illegible]博徒[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]賢者

のまめとかうの潮のかそをとりしかりとりそをあ
のこはくめこつのものとりてあをこんをあけがくハし
き死せる人そそうつめらをしゆへあく水神もかくう
そそくとなしりんうるあの世いをとをけばりうをかを
つきうをしハ蛇いよくくくかハしをるそあうう
かくあくハ俗のをハばんのこいあう土ぢうくくくく
名づけあをとのハあうよをとうをんのうあし 京都
の洪水ハんど川をんとおるうをとのうしハをいどん
よううてあくをくをいあうもあつをあうさそをを

けきやくくんの川をそんあうるし也たるし
天中記ニ唐會要を引て貞觀中新州刺史高表仁使を
奉して倭國ニいたりかねろうかるるおの
うくをたるのうへひくくくくくしてくををのうをを
ををうをうをのかりに鍛冶鉄鎚のうをりのさかくく
さけびうくくくをぬをハ表仁たちをおををて人を問いは
つをくハ地獄のをんかをあんをハくくくあうをを
第ニ歩ハくくをと談をうを表仁うをもかくくうを異國
使を奉をうをくをくをく

なき明かしをちこちなる少小のさまにつひて伊豆の
國ひろみのさとちかのあそびたちしの此おと
とんとあるをしつらめいとうめて孝謙天皇天平
勝宝己丑八月十五日きいてあるとゝかいてゝ
ゆのさきのびをるさゝしハ大地のうごくして石をて
ゐるゆつぶのうちうふとうまうこのゆうてかき
ひのもゆゆの気ゝそのあさ五六丈ゝしこゝへ
ちをゝるゐしゝちの志ゞしかゝごとくおもふ
うつきるんかるきゝくゝのゝゝこゝ風ゝうら

なるあをゝのはゝゝ石屑ゝくゝゐきいどゝういき
ゐいい鞠子のひつのぐゝゞのさゞくゝそしものゝをゝしきゝゐゐ
をかゝゝをゝゝ鎚鍛のこゝゝ似ゝうゝて潮湯の地中ゝ
をゝかゝゝゐゐのづゝゝゝ和いゐゝバさてゝて天中記ゝ
のをゝゝ地獄のゝゝゝどかくゝのごとさるゝゝ見ゝゐゐ
いいつゝゝゝゐゝのゝゝ武蔵の國府中六社大明神と
をゐごをゝゝゝ安養寺といふ法印しゝ花厳宗
ゝゐゝいゝゝゝゆのゝきゝゐゐ見ゝゝおゝゐゝきゝて
て小僧いゝぎゐゐゝをゐゝ分ゐゝしひゝ東厳山

とぐらしてんをさき四十年さて七十のとしなりたし
ちてかるゝ地獄のあるなをそめてそめあら
ゝてゞうをみゝかのけちらしまもゝあみさとあ
まとしてそんどゝのの緒とかゝりさきまもゝ
ゝ此流布し表仁が徒ゝしてゆゝの愚ハ直
きんとゝるゝのゝたるまとづゝの仏俗の
大里天とゝんゝぜゝしてちんゝぜゝとゝのとゝ
きゝゝ信ゝらのゝれゝ あいよゝかゝゝぶゝ坊なゝ

羅山渉猟集ゝ讀延喜式神名のゝゝゝ條とりて下野

の國河内郡二荒山のゝんきゝいつゝの世ゝゝまゝるゝ
とゝゝゝゝゝみゝと或ゝゝゝゝ地神の鵜茅葺不合尊の
御時ゝ人皇の神倭磐余彦尊の御時ゝゝゝゝて夫婦
二神の国ゝゝゝゝゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

さるに左傳に成公十六に晉楚の鄢陵にてかしこ
潘尪が子の黨とつかうまつり養由基とうちあつめて
こゝとゝ射てくるれ七まきとゝ射あつまれ希
代の強弓とぞいひしかくも矢の羽にて石にいるゆゑ
めづらかなりかくなきむかし曽我五郎が中村勘三
がりとそやのひこがけこそとゝえて石にうちう
りさたなりとハ韓詩のみちとていつくるやとが国の人
どもとゝ石と名つけあハ相州相ハらを駅延臺寺
のくるとつきぞかんなりきとゝ。義とうる山

かんとゝかりて名をとゝに此駅にとゝとて延臺寺へい
ゆきとゝ石にくきうふ長さこゝよいまあさ
てきこのどき石なるゝ老實的なるばうとその立
いてゝ名ぎかくうてこまとゝいかゝ（とゝ）ぢかんのあいゝ
ふ石なるくるよ一ゝ此石なる男のあけなる時ハさ
とかくの大石なれども毛なるもろくちるこみてこ男の
あけぬるあとハこの世にてもあるとゝ俗のこの
かくりとゝとゝくるよかくりとゝはるよ義同て
とゝまさどめてちゝこゝあるゝ此石なるもゝ

みりやうしらずとかいてあるよりかやさ
しにてはべんるる何ともしらしもんや
さて石あいとしもしのさしいつれハ義又同みく
たうしハこの石ハとしのあるあらいそつけもの
はりしあるもしらず石ともあらんとそいつもの
さるよハしを又さていうもあつしもさもや
らるるそ十郎祐成駿の娼家にて和田の一
統とさ西さしのあるうそろの時五郎ひろのも
くよ祐成のあらはそさて者だわのさしもんとさるを

ものさしとゆるはそ五郎ゆめゆめかつぬしおき
ひつるとそしふとるしてるつけたいそとそきしら
るるやうて出るるそてのぶいそともちちしあも
はそ（祿背よのつて）ちはりるくしもしくやへいを
ものとそ此の時の言ひ方ないそそいつちの抑則
まひつしてしるやさてそ此ちんるの此石ハなたいそ
とつけるつて石ともさるもしあらしく
かくしるさりしるるもしあらしく

最明寺禅公人國記よ信濃の国ハくハくるあるして

その土地は山中なり　伊奈諏訪木曽松本飯山なんど
皆風土はのくにとなりり　伊奈のことは三河遠州と
とかくなるべしハヤ人ゆるく松本飯山ハ北陸越後よりち
かくなるべしその人も小国なれども正しく義を解ふて
あるを読たるとしるし有　高井郡の出よりゆう
ゆうとしたるよりまたくらう風土流俗禅公の記しふ
とかくよりとかくなるべいよきくせあるべくらげ
ゆうしよ善光寺の東南より北へかけいなる水内郡と
いふ山をへだつる此郡中坂中村に名つけ　ちやくよりて

そこつくりとしるしたる古墓のあるをと民俗のあ
ちこちにあるしるしなるべけれども日あるいはしらず
とかくなる国なる此とつくりとしるしたるハかな
らずむかしの人なるべしそもそもさろしてうつ
くつくりあるべくいのるとの口きくをこそろいと
野鄙なるもつるれ記録のこりみてそれ建久四年
曽我兄弟をあだうちとなるかすくへしとしるしたる
あしくハとかくしるしたるとそうして信濃の国善光寺
ふかくねがうよ入てあるとかやのちの世の

めいふくいのあてなる方とおぼしきそこいなの世
まそも善光寺の上人はおのおのぢうぢうもんと
そうらんとうしあるを例しのおんちうもあもえ
ぬ今の水内郡のとづうそ大いそのとうの墳墓よ
うたりしるしのくむうしの麒麟ハ聖人のためいでた
ぬともいてるのハ方ちうとうふうあしゆゆうして死し
あるきいるのとうづかハ賢婦人のおもきもしも又おうぶ
はるうはるかるかるか

つるとうるあうみぞ韓人とかきてかゝみとうとめう此
神もむかしは三韓の人みてもひうけうを日本紀に
崇神天皇の御時大加羅国王の子帰化してこうを
よつゝゝしうはもとうつあうぐいこくのる祈して
かゝとはいとうじめあうとぞいまゝ俗のこうをゝゝに
ともがふうゝゝとゝゝたうぐんとゝうを国しとさうを
伝うもちやゝせんゝとゝもこゝゝぐんとゝしまゝゝゝゝ
ちゝとゝいわゝんぐゝゝもあゝゝとゝうのゝゝゝとこゝて
ちうを番桙ちんとゝとゝうぐうこゝのうをうれはかゝ

椒とうてきうゝまあをゝゝをもてゝあも又唐の字
かゝゝかしめて唐ゝゝ椒とうのこゝぢゝぐんあうよ
今は又ゝの云てんじてゝゝかゝしゝとうあうきゝこゝて
ゝゝぐ。けをゝてゝゝゝゝんぐゝゝのうあかゝんぐゝゝゝのゝ
んぐけうゝゝゝゝとうゝゝあけをゝゝひうをあうあうう
えつあゝてゝゝゝのゝとうのはすゝゝはゝゝあるのうす
をゝゝゝゝのゝとうはいゝやさゝゝゝきゝゝゝんゝゝゝゝきて
人のうを名げけゝゝ又ゝゝゝゝはゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
はゝゝぐゝおはゆゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

風俗醉茶夜談前編巻之三

東都　多羅福山人　戯撰

時候門上第三

玉燭宝典ニ孟春の月と名づけて端月といふ此月ハいちはやく十二月の端にあるゆゑの元日のゆゑと上日と名つけたるもいちはやくの首にあたりて日ごとにかくこそいはゆ又三元と名つけたる元日の事ハ年の元月の元時の元といふるゆゑなり

上元中元下元ありといふる上元ハ正月十五日中元ハ七月

十五日下元八十月十五日の夜のあくとそ義をは解つく元
を後とする毎月十五日元日月相のそもの時あるとば
いちをんと三ぶんをとりて孟春孟秋孟冬の月を
望まるふえとつかの中とを上中下の三元とふ
名つけそもいづれも元の字はもしめいの字義あり
ともいふる義なりとかあるとを金銀かりぬる
ときとを元利なりとへんさるなりとなきいしらて
のいろいろを流規りていあしくかつうあること
めるを俗とかいひつくるのいくらあり義なる

本利とかもあり文義をよめんを元の字をもちたけ
ふをもちくらをもちくらをもちくら

思ふてゝ又ゝ雑物貂牛羊馬人穀の八つのものゝ
みん久多へだゝ〻ゞゝの宗廟軍国農業車服飲食
ものゝ〻みなゝて如此ものなれば献歳發春乃ゝとぐき
きめゝして八つのものゝ元日ゝ日ゝ七ゝ
ゝゝして十五ゝ後漢ものゝ二月の礼俗ゝ八ゝ月の
るゝもあるゝつるがゝゝ除夜の
ゝしゝゝ十四日
中ゝ
ゝゝの除夜ゝ

ゝゝひゝゝゝ

るとなり

陳書に長城公叔宝至德元年治書侍御史柳彧書を
奏して云々近世の風俗正月十五日より夜
あつまりてあそびをいとなむ男女のちまたに出
てよろづ〳〵めでたき事を祈ふ云々と後主の
上元元年とあり此年の武帝太乙真君と号ふ云々
漢武帝太乙真君と号ふ云々正月十五夜を
かゝるあり〳〵ありしかどつゐに溫公通鑑陳
紀祝三省の說に此年を誤りていまだ詳ならず

柳彧が上書のかゝる近世とやきそもそとなむ
漢の天子の太乙とまつりたまひしかゝる近世と
いふべきや梁の簡文帝に列燈の詩あり陳の後主に山
燈と詠ぜり詩のあるまゝに世をひらきて二朝の
始めとのゝかしこまれたまふるうるはしきをそ又
世にもてはやす溫鍋に東方朔神異經に西方の
やまに山臊といふものあり世をまどはす人をおそ
うかゝるものあるなり人をかたらひ人をつ
のやまいとうとてゝいつあり世のことさのやくびゝ

みのるあるの此鬼とりけめるやまじまよりたけと
次のうちへそそしてさもとやとをくしてもよ炭とと
おろかおろかなかの鬼きめるとハ神ろをおろをてみけ
さらけなくなるの風俗正月十四日の夕ゆをさとんこ
よかるかるかけとるるるるるるるるるる十五日のなかはの
をしとをとをくし小児のもがくのもくくくくくくくくくくくく
てどんどをさぎちよちんどんどんてたりつをあるるるるるるる
神異経よりとらもくくびゆくくしけのつをはるるるる
いまいるるの風俗ハ此さふかをのとりてとろあるて

とうきんこのうちのいとうとうとう

うんのふるまつとて樹林のひるまに釈迦の弟子あなうるがけ
ふるまやうにのぶつて涅槃に入るふるまを模写せるな
るものゆゑ釈氏要覧膳病篇無常院の註に延壽涅槃の
我ハのちの世乃人のあいだやくあたとふて名つけしら
るものとそ羅湖野録に佛眼禅師うつて語と延壽の
聖間にたいしてはなはのたうまひゃるものあ
ちきよあらうて将息のとうあんるとゆうしゆ
延壽が我ハ慧命とうしてうしして色身と扶持せんの
さくうなんどもるものぶつハ人うして生死のあるところと

了しうわ〳〵なり又涅槃の義ハ法身のぶやうぢ
とうて法のふしきうるものとうしてうしゆ〳〵ちうとて
さて正法眼蔵に涅槃ハさとりとやうしして差別智
ハのきゝのかうしし此ゑ真浄和尚のうちうる涅槃と
さとり生死と了らうハ慧眼の人ちうハ此和尚ゑ
とよりきばゝをとやうべきよひをとうく仏法のほうけ
ゑんとうの人の名に涅槃をさとるのハそわうの凡人欲
のうちうしうかうくなうていはゞ此世の竟の諸と
ちうゑんぶりよりうのうくわをとてさくらくぶやうど

さまざまいつまのこちとが和のがたちとよちあるものとて
あるごとく人のやうにたらさるいとめうごとくみ伽藍
そてはとけはくうて此くにくをうてはうるしを
天とへとと言ふつのいとつぐおとちらし
てあるくあたとしぬるとそ言ふ四くまとそもいく
しうくのみうさよ
翻訳名義集よ梵の波羅密ハ此土にてハ到彼岸といふ
とそ言ふよ解ふとうとと後ちとよ言ふとの文字
とて到彼岸の義ととかんよ大学の至善の心法と同
じ理ゆゑ此もまた善地といふるのありあやいとんやそ
いうとと言ふの彼岸よ六ツのぎやうとあて檀尸羅
屎提毗黎禅盤若とでは此土のことてやくまとる檀を
布施ちと尸羅ハ持戒ちと屎提ハ忍辱ちと毘黎ハ精進
ちと禅ハ定ちと盤若ハ智恵ちとうとやうとうと
六の波羅密のうちよ
ちとの般若やうしいと
ちとの四のとの五ツのとのとて有相のあるしと
ちとうとて無相の彼岸よりとまてとと此とんとて
羅密到彼岸の中ハ有縁無縁の至法及平

等利益のゝつとめてぼんゝゐの善男善女人とゝも
うけ〳〵てだやゝ〳〵ゞとゝ〳〵ゞ生天のだん
だゝ〳〵ごゝろしばゝつゝもゝとゝこゝゝみあづゝゝゝ我はゝとゝこ〳〵
もゝつゝとゝゝゝゝ風俗の未亡人どのゝわんゝよゝゐゐの春
秋二分のだゝ〳〵ゝゐいんぬゝもゝはゝあゝゝゝいゞんゝゐゐゝゝゝんゝゝ
てゝゝゝゝゝゝゞゞゝつゝとめてゝんゝゝゝゝゝゝ

解ふてう法を解ふてう多くぞよ解ふてう志とろれとろの
ちとうあしうそて弘誓のふるうしうのうとはあぶる
ゆれ或いはそのくは解りなとも若ゆるを解ふまなことそて
えしうまにかくえんえうやかまるいはんあるたがはば
とうくは解ふうまに晋書天文志とやんぐうる天徑
の東西みうしふうあうしてとやと赤道とうて天をとびせう
弦ぐんあうる黄道とうふて日とんのめうとみうちはん
なるが天經の中をて赤道とうちうびはるうてんてを
明をてうき十一月を至の日をは日とんとうを南をゆうを

て斗ちをくの二十一度をめぐりびくは赤道をさりるを
二十四度をうりるを至のうちうを日とん又をうをうくを
小くはいきをうふう夏至の日をはいぬをは井をゆくの
二十五度をんうをうをうをぞ赤道とうをうを又二十四度
をうを夏至冬至の二節を日とん天をめうをうを度數こ
て黄道四十八度のはふいぞうをうてんとうをうを
一度をうふ里數は洛書甄曜度春秋考異郵をんどをう
をは二千九百三十二里七十一歩二尺七寸四分四百八十七分分
の三百六十二をうをぞ春秋二分をはうをぬをは日とん黄赤

二道のうちがくうちなりぞよいとうふて天經の中
をめくりもつて此けてちゝやはゝ五十刻ばゝの
ろくせんあり七ツ半日ゝのいとゝ此土へいてゐばか
る二刻半夜あけ又をでゝ山のうへよりくもりある
二刻半ゝ日ゝ色あし小二分の晝漏五十刻あり小ばし
五十五刻とふて塩陽漏刻の中分ゝ月中へまでゝ
ゝ月ゝ昔ゝ中日とハ合づけしゝ春ゝ
のいはゝゝあんど清原国のゝふゝ
まどのあゝ此ゝ此ゝ暑ゝ

土主ゝ此ゝ此ゝいふゝ此ゝいとゝ此ゝ日
ゝんゝ大ゝ月ゝ日月のゝ国
土ゝ此ゝいはゝ此ゝ暑の月ゝ
りゝ清原國ゝ此ゝ
ハゝゝのゝ清會邪山田御師の作也
ゝ此ゝ此ゝの啓蟄清明とあきの白露寒露四節の
ひいぶゝあゝゝ此ゝ此ゝ此ゝ此ゝ
ゝ此ゝ文字ゝ又ゝ此ゝ此ゝ此ゝ
のゝ此ゝ此ゝ此ゝ此ゝ此ゝ

ちんぞ〜ちんぐんの山田のこゝろざしいと
あらまほしき〜〜山田のたゝ〜〜いとゞもめでたきあつち
みちどころ〜〜ふけたふしぶしとをしはかん
や〜ちんとんのこゝろあてらふ御いたゞき上ぎとの
云かり用いたゞて伊勢のこゝろのもとゝ
そなへ〜〜かくいしのもとゝ唐の大衍暦
ちんとゞまやわいきでゞとん九執の志ゆつがいこもあり例
ゆもとゝもそもゝ三ゆしゃんのもつ〜七曜ゆ〜じとゝあな
のゆはか〜ひんのなゝあゝたりるひんのおそゝる

とゝ中國のかゝさゝとゝひとゝかもるのあるよてん
ぢくのちんひつゝたゝ上ゆらもあゝも中ゆどゝぶ〜とゝる
ぶゝとみひんぢ〜ゝさゝらでくゝちゝ國のゝぶけ。伊のし
て中国の上ニ〜と同〜ゝゝゝゝゝゝゝゝ
くせんとゝふゝのゝもとゝて楚辭の圓鑿方枘ゝゝゝゝ
ゝしいゝんや伊勢のこゝろの波岸ゝかゝゝてひん
ゝゝきゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ山田
のもきゝゝゝゝけゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

又ハ國しゅごとしての佐訓ハ[illegible]の必耕とふ文字のたぐ
ひなるべし韻書ハ必乃字ハ俾吉の切なりとて
あるかなるべし[illegible]ハフヒヘキのくにとなりて
必のもじハ必とよむなり耕のうへハ古萠のくにとて
又ここかなるよみなるべくワンのかなとなりて耕の
もじハ耕とよむなり[illegible]ハ必耕の二字の義ハ国
土の民を必耕やしなふなどとなりて春秋
二字と必耕といふ文義も安帖してよろしきあ
ばかりなるべしとぞ[illegible]

いとしるピガンちしハ[illegible]ハ禄こもとくしもあるべ
しハ伊勢のこうそうハ[illegible]の事なるべし
[illegible]
義がさとかるるなるべしとなりたるあるべ
とハ松もなるべしのほんとうにあらずとて
のべたるとのるなるべし又世之のたんとくらの
さとろを春秋二字のるるとぞ和歌ありとの
ぶみしかのさとなるあるべしのいくのなる
とハこのたこと[illegible]生天とかとつと語ひぬと

さてさて一〇の祝ひつゝしらく〳〵のきみたちぐ〳〵きなんどいふすがたのさだれるゝ二至二分の四つのとゝのいつもゝ優劣のあやゝ事あるよちと又夏至冬至の日なんとゝもあげきなんごとくつくりてさけしもとゝのよふとゝひくゝ〳〵のこゝろとゝ、ひとなんなのをとゝあるゝとゆゝしう優曇華のきれすてゝるゝ〳〵みんとゝあゝもうらくふくもゝとゝゝやゝ大おんぢゝの祝ひのくひごのとゝわづけるいらひんぢゝとゝ〇ゝのふゝよゝもけるくて

極大上とひきゝの金ゝ〳〵はもけみぢ為ゝ四〳〵きゝゝとゝ
凡俗のまこゝ人とゝやゝのんきゝよゝみのあゝゝ夏至冬至の
ぬゝけゝるきのゝのゝはゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
荊楚歳時記よゝ冬至の乃ち百四十五日〳〵三日ばかり
民俗として火をあゝしもとゝとゝくゝとゝぞ
義ゝゝゝ解ふゝゝゝゝゝと後漢書韓詩外傳ゝもゝ晉
の文公ゝつゝくゝゝるゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

さりとて文公はまづ君さたのとりたてやうもふ
ありとて初の記は文公国をうしなひ
はるかに諸臣をもとめしかども
推一人へとさりしのみなりさりしは龍蛇のうきふ
しをもつて山中にかくれるを文公これを
もとめて得たいぶりまたこれを山とかこみて火をけ
やきたましめたまへ介子推山木をいきをりやけ死
ぬ文公これをなげきこれを山と介子とつけ
介子推をいたんで封しもいまにいたるまで五月

五月は介子推が死しける日なれば人ともこれをくらうて
火をもちゐることなきとて陸翩鄴中記にいはく
これらのものはいづれの初の記と同じ事なれども左傳
國語史記などには介子推がかくしるしあるにもかはる
ものなきなり書きもれたるにこれ後世の事
おのづからのとがなりはなはだ荊楚歳時
記のごとくこれのみ介子推がこと記
はづるものなきなりしかるにいまの周
礼司烜氏職は仲春の月には木鐸をもて火をもとめ

とあるを鄭玄などの註は三月季春火といとぐんとあるゆゑの事なりとぞ此云ふ仲春の正月なれ
清明の節なれ三月のなしめるとは歳時記の冬至
より一百五六日とかきたるやうにて文義なくぞ
なほ中ごろばかりにあたるは周室のころなれば例し
なれどもいまの風俗はうるうにてせまりたる
ふるまひにてあるべきもしるべきなりちふしども
くにあるくにはいまのあるべくもあらぬ
けいしにこのうるうにて上巳なるべし

草ふるまひなりでもそもそもこれは伊勢七ひく
ま姫三度あるごとに五月ばかりちとせにあたる
尾がうるうにあたるつのぶとれなるものなるべし
とるべくの火の物ぶりにぐるまのいのもさてそ
利やくのもどころなるなどのまことあるつんとく
ぎき上人なるべばくりかまあるいのちはみるるる
なるがごとくにうるうすきものはまづつあるべきも
温公通鑑唐文宗紀の註はいまのべ上巳のるつは三月
上の巳の日とかぎりて用ひしうが紀氏の対ようやど

さだめて三月三日をもて上巳の名づけらるとしるべ
巳の日と用ゆるなつかしやとぞ覚ゆる
解釈にもとづきて後漢よ上巳のるハ應劭風俗通沉約
宋書なんとよりこれ用ゆるなり晋書束哲の傳よ
武帝の時三月三日曲水の宴をなしたりと
摯虞ふるびしらばこの時摯虞が言ひしらし
漢の宣帝の時よ平原の徐肇といふものあるよ
三月のもしめよ三人の女子ありが三日を
きめるべ此三子皆もなしくなりぬ弧曲のやうに

ぶらりぶらりとそぐるよ三女ともうそ又三日のあ
いぶよもなしくなりぬるあれふるるしハ汁ぬ
ものをるあるとしてあるとして友どもあげくく
をるしてりれハのちの世の人ものつかはしの曲水の宴
とをるしくなりぬ武帝きこしめしてかくあるハ世の
のをんなをぬるよハあるぞ
おろく束哲をみいで摯虞をて小生をんを曲水の
盛事をとりあつめるもしっしく周公のらくゆるよ

玉しゝ時ゝゝゝゝゝ觴うかべて酒のゝむしゝうう
盛會とハるゝゝゝゝゝ

素秋二七天漢隅とさしも国子小よめのしのうへとはあさ
のさしもとしつのもとにまふ秋二七とハ七月十四日のるもの也
一條禅閤兼良公の公ゝる根源ゝ国出小ゝ人のさたしハ
村上天皇康保御記よりのもしるしるのみして御溝水ゝさ
うづもうゝて文人ゝ下こゝとのこめつゝしさしもふハ
ゝるのさしもの也すわて曹熙右軍が芳躅ゝ有しるしぬ
き例しゝ又十二月の七日ゝ大ゝしと
しるあるもゝ白ゝ乃せしも大ゝしと
中世ゝ諺六月のさしもゝ名ゝ
駈除ゝるゝしるゝ此ゝ六月晦日ゝ祓ゝ
ゝるゝしバゝの魯都賦ゝ七月十四日秋禊のゝ
ゝ同じかゝめゝおゝしめゝハ五月十四ゝ秋禊のゝ
なしゝゝゝゝ
中国ゝ
ゝ風俗ゝ
けゝゝ
巫女のゝ
ゝ

義楚六帖ニ浴佛の節と運神降伏六師佛ニ志ゝ
ひとり佛臘月八日にて
て河ニ入て死しる印度にあるに此ゆゑ
浴佛節と
唐経ニ臨見国王浮屠と
浮屠ゆゑ浴佛ゆゑ父と
摩頭邪とゝ母と莫邪とゝ
ゆめ
つゝ姙娠して
ひつゝ母のときゝさきにぐるに
あるゝ
ぐるもぐるハ卯月八日
あるハ
ゝにぐつのいぐるに
ゝ
世ゆゑ
いるゝ母じやくざと
ぐつとそんぎや
皆四月八日
ゝ
ゝ
ゝ

乃げ〜ちろ土やうの子おしとめしの招牌とろさ
ぐうしうと〜〜そうかとはさげ引てうるまおけと戸
ぐと門ちて〜〜ちらゆきて つ所れとあるるへどうたてく
ゆうあ〜〜ぐ又人を行て世の人のいやめ〜〜とハ笑つけ
みすとも志やうとあ笑つけするハめつ〜〜ゆうはは
あるるや 高僧行て四月八日五香の水とそはとけの
い〜〜ぐ人をうげ引し さ〜〜たるとあとそ〜〜五香ハ
ゆうるみの〜〜しるやうるるいこのとめとそ笑つぐ〜
みるけるさそそあるるとと接ぎるめるき例〜〜るしいま

乃風俗のゆう子おのう〜〜しる五香ハきめ〜〜のふつ〜〜て
おぐぼう〜〜ぐと角ハバ風ゆう〜〜ろつさどかるのちぐい
おぐあう〜〜ぐとハとるのあいぐ〜〜ぐれと月と
ひ〜〜ぐと〜〜ぐそあるとハとるつ〜〜ぐるもい〜〜とぐめ
神異経ょ旱魃の鬼の目ハいぐれこつきるる〜〜いるる
おとけのくるる〜〜のるくるるるくるるるあ
てるやかく〜〜ぐげるる
齊諧記ょ屈原南竄ヤ〜〜とてのち五月五日とそ粽を
らょ志づ〜〜ら〜〜とバ林之人ふとかるる〜〜て世日〜〜いる

さとよりけのけいよりのうちにかすかたるこ
てうとうとうのいつはくのうちの世をんどもハ
菰葉ゝ粘米作りみてうれをとうくせくとも又のさたよと
とぎとうくぬうしうとあるうるハ玉燭宝典ゝ五月五日
艾葉と戸上ゝうみぬとハどくきとをくしゝと本草
經ゝせうとうくぶうていつうの惡氣のうとげうあるハ
端五の日酒ゝ和してのむうとうけとうとで百年ゝ
酔ふくうとを後ゝうゝ国とうとはるのうとゝ
ううこどうつゝ延喜式ゝ左近衛府五月五日ゝ用ゐるの料と

ゝりぎとうくぬの一輿ゝうとあやめうしうとびうとゝ
雑花十捧一斛ゝうとうゝして三日の平旦内侍ゝ
してうとと南殿のまへにまけうとあう
薬玉あやめ輿の事ハ延喜のころうの御すきもの
ばうもぎとうくぬうて五月五日のいとしゝと盛るあうる
世のうとけとうゝの巫女ゝうとハ五月のかとうとかくいうとと
うとうゝうとうとうゝおぎてゝあるとうとうとうとうゝ
ぶかゝ託宣のうしうとうとうゝぬけあうとうとうとうとうとうゝ
ゝもぎとうくぬのうしうとうとうとうとうとうとうとうとうとうの

名をとゞめしことはいとをゝしきものなれど端五
のよ浴世の詩賦あるいはせきてらねのこと
なるべし端午とゝもふことにて三月を上巳といふ
なるべしこれもあの五とゝ重なるべし端五ハ
九月のかとゝ重九とゝ同じけれど公事根
源冒月一日の條にハ五月ハ小人ハ
ひとゝなるべしハ五月ハ風俗のあしきハ
小端五とゝなるべしいんの

十九

物しハ世ゝにてきあるべしこれハ
月令ハ九月にてみ大水よりてきあるし
じんハ五月被窩兒にて儆擅やの
とゝなるべし
本草綱目ハ江淮以南の土地にて
ハ五月上巳にて梅雨にて
ハ五月にて蚕をかいて
他水にてゝ
むめの葉にて

すくめるもの〜時珍とのいへる注に梅雨或いは黴雨ともいふ
つくもの〜此あめのくるゆゑにかくいふ黴雨とも
とりわけ〜やはり五月芒種ののちなどの日にあひ
めるを入梅の候とする〜六月に暑のうちまたなどの乃
日にあひめるを出梅の候とする〇又三月の雨を迎
梅雨とする〜五月の雨を送梅雨ともいふなどの義
なるべし〜と説なるべし長雨は梅雨なり
梅黴つくもの〜梅雨とは黴雨ともいふなり俗
語小説などに五月の雨を梅蒸といひ八月の
雨を桂花蒸といふなどの蒸の字は天氣炎蒸の義なり
又梅雨のなるべき四時纂要に岡中の人は立夏の
乃ちなどの日にあひめるを入梅とし芒種のち
などの乃日にあひめるを出梅とする〜あるひは
又云へるなり〜中国のうちにもかくいふなるべし
なる土地の言葉と山海の名産とにもとづきたる
なるべきなり又ちくしとしてはまた岡人のいふ
梅雨のことをいふなるべし又やはりこれ
云のなるべきなり〜諭やはりこれの黴雨は

てゝの雨のつゞきしかとのこれをちかの叶なきいとそさてこそ風俗のるしいよ墜(つかり)雷(らい)とあるいとやさしくきこえたるもめぐるのもかくのものいひ

ぬるはこゝろこそみしてはゆしいとかくばかりいとをぞ

世諺問答か六月十六日を嘉祥(かしう)といふは仁明天皇嘉祥二年六月十六日豊後の國より白亀をゝくぜしよ

天皇をもとゝ年〳〵ゆゑ(ゆゑ)めしてつかはす日を嘉辰(かしん)とさだめらるゝそのちの世その盛事

とゝ八あり事なりとそ

続日本後紀より豊後の國より白亀をゝくぜしるハ八月十六日を嘉辰とするしもつかハ

世のもてあそぶ式なり

いつの世の風俗おもしろ

一條禪閤公の根源抄のもとゝ

公の根源より七月七日なゝ八蔵人(くらうど)御ちやうとゝ

ひのぐし夜よりて乞巧(きこう)奠あり此式清涼殿の御ま八

かねあるいとをもつて菓子を砕かくる
と後はもろこし江次第なるものの
をもしろのうへはかきまいをとたね九本みとりび
あつしつくえのうへはいろいろのものあつく
筆のこときは柱ときそこうまとおれ又あつしは小いと
てもとなるものもしもろこしてがの国此孔のかたちの
孝謙天皇天平勝宝七年より天宝遺
事は明皇の時七月七日宮中かしきとそ楼をつく
りてぶたく百尺瓜果酒炙はなはだ
二つあるもつて宮女のもちもつて九孔針と五色のいと
をそ月はもしもつてとうぐら巧をもつてはかり
をそこうはこの国元巧奠の文字は玄宗の時乃元
巧楼よりもろ久しく記例はもと荊楚歳時記に
七夕は婦人絲縷をもつて七孔針をうぐらをも
しはるは金銀錦石をそて針となるは広寸
をもちてあるつくるとしるは喜子のこときの
てうはのうへは菓をいとぞあしもとびぬきは祝ひ
のるへくるとをくるもあくとそうるひはりとし 續齊

諸記ノ柱陽の成武丁さんぎつを門くのおとて
ひ〳〵ふ〳〵七月七日さ〳〵ぞよ河とうちもつぐ〳〵
ゑ〳〵小ハ井〳〵同ゐて志〳〵さよ何るあるて河を
やうちうとうとうしよ武丁又さんく〳〵さく
ぎよ志〳〵〳〵くゑんさ〳〵の志とゆぎいく〳〵ふゐと淮
南子ノ山中ノ人ぐやくのてんかんよつてさとあるべて
ゆうるゑ〳〵志〳〵ぞよとうさとうしハ此るとさるう
ゐゐの崔寔四民月令ノ此ハ東てんのうちをうかぶ
ゑをしハ奕〳〵して正白の象のつうとうがゑのかやきの

ごうをうんのう時ゑて志〳〵志よのゑんぎく〳〵嫁ぐ〳〵ゑふ
ぎれかうとぞるひうう齊諧ハ〳〵ゑると志るのやゑ
ふゐるもしハゐの云のま〳〵ゑんこれのうかくうもしるゑ
ゑゑぎ〳〵ゑ四民月令ノよいふのてんさいくくの象の
ゑうも〳〵ゑゐて志〳〵ぎよゆのさゐう〳〵ゐくう
ゆゑうゑうしだうゐる立をうさくもいのるゑいう
そのいしぐうるゑゑぢうぐさぐくくのゆゆうゑゆる
同〳〵ゑゑ義が日ゆ〳〵ゑて〳〵時山水のゑのうゑゆゑ
て伝説の國諏訪のゑ〳〵ぎかぎ〳〵まで行〳〵日本

たちどまりて見ハ駅房みそしして一歌のやどりの
なるよりのこゝろをけつらんげとそころへいそゆき
あんとせしおもゝ志ものの家とてをこひめとば
ゆのうまとんよかしをあのあがきのうまハまやかる
かんでとうて一句を陳子きものてはちやうてかし
をもとうかゝまで諏訪あけと国情やとた
とふゝ志ゝ角ハあゝすゝえてあるゆゝろ
きゝの家ゝあんちゝさろあるうらひんゝ
そたちいでしあゝひきの山路のひゝろひきと

をそてをゝろうよ諏訪のうゝかきよハ七海・塩とをね
ゝをえてあゝうひまゝ海ゝるがとうゝけ名ゝたゝ
かゝがハうゝるゝ三里の湖ゝよゝのいゝもゝ
て三日をゝきゝのゝハ神輿の御ゝうゝをのあゝけゝ
げハ時ゝかゝゆゝてゝはゝゝゝゝれゝのゝをハゝゝこ
ゝゝうゝゆゝきゝふゝひのゝ人馬も沿ゝをゝをゝけゝ
ゝかゝゝうゝゝ八八箱をゝて神輿のゝゝゝゝゝハい
ゝをゝみゝゝきゝゝれゝあゝゝあゝゝかゝゝをゝゝゝゝハあゝ
ゝゝかゝゝいゝをゝよゝをゝのゝきゝゝれのあゝのゝゝゝ

さいわいの祈りは茶をたてまつりごとくこころをこめて
こころを神恵のこころにかなひ
ともくりきりきりの如此云ふてそうろう鎮魂の法
こころをあらためるべし俗のいのるべしはてきいりあり
たるところを人はこころの方便をもつてあげよ神の
ちんもがあいてのあるまじして茶をたてさしあげの三宝の
ほうをとさきをいりは神し性あるものをあらはあらたゆ
く腦いこころをつくしあるところはつねづねとやくべん
ところで第一人あんは明神やくしたてまつるべきの
ふるまひはきりしまはやかんやかいろのぬあるうつも
ばひしげもしなしまはとびはとびはとびはうつきの
こやくのちなをいまそのそのるの一三五七九二四六
八十の大衍五十の陰陽のるべしこ十ヶ月まひのもはは
子とあんとやくせるこそこころひしりをとんのだ
こころとあもしそもへうつをやちをとびのやるだい
ちをこのこあるとは又ふこけはるかんやこいかつの
だこをとをとめるとのるこるこるいこんやんこく
のあつこころかこうよ此こやのあるこんこるの

なのうへにやをかうとてよけるがごとくそらのつきそうそ
うて凝陰のうちていにくるかぜとはりい仏
ぶつ崔寔がいへるてんやいそくの意ちんどうぶつ
秋家のうちてなのるさうちんとものと注す
ちよのうのうしるふとは何のうをも
釋氏要覽ょ梵ょ盂蘭盆とらある此土みてハ救倒懸
といふことなり孝子ょ祭ふ後ぞるよ盂蘭
盆の三ぎハほんりるハ文字のあづてハとみのごと
ほんぞくの救倒懸いふれも文字ょなりてらあるハ

この義もまあたがるのあるの又ものあるの・あるはりとれ
ども何ものよりむかしの地獄のほんやくしるくとさ
へていはのごとくがるがとけ一たるごくのみまふく
きるるまでの事なるみぞかくいとてもとてよ倒懸とや
くしたるとハ中國の文字なゆへの字義をつきしと
ともし孟子公孫丑上篇ょ倒懸とをくがごとくしといふよ
める朱文公の註ょ倒懸ハさのつまるかをもるがごと
きをくしうるあるくをもとをくハ佛の救倒懸ハとの
なんぞとをくぬるいるのあるハ盂蘭盆會をもとをく

[illegible]の大[illegible]とゆりあしたちかたが国々にて盂蘭盆のた
[illegible]ハ日本紀ハ齊明天皇三年七月
[illegible]の[illegible]ちをかたらでしのみつくるなり
盂蘭盆會をまつけらしたるなり 續日本紀ハ聖武天
皇天平五年七月大膳職より盂蘭盆のこと
[illegible]国史の乃[illegible]ハ
[illegible]
神祇官をつかはしたまふ餓鬼道倒懸のさわりを
[illegible]盂蘭盆會をなさしむ八百万の神

乃御國土やすくさまるのかんが流布せるなり
盂蘭盆經よりいし 佛の弟子目連比丘をしめて六
道をはるかなる母のさわりを見たまふに餓鬼道
のうちにあるをば目連くちをそ飯をもてた
[illegible]らとるがその[illegible]くいとど母のほいなきに
て化して炭火となるめるわざを比丘大いにとどろき釈
迦につけたまひし時ハ釈迦のをしへにたがひ母の
[illegible]
十方[illegible]なんのちかひ
[illegible]七月十五日

とるべし七代の父母ゝ人ざねの父母のゝ百味五果乃
きなどゝ盆中まとるゝ十方大徳とゝ
ゝ八ちゝ人ぢが世一切餓鬼の苦しみとゝ
目連おとゝのをゝ奉ゝ此とゝねるつゝ八
亡母倒懸の苦しみをとゝ仏ゝみでのちの世の
仏とまをゝ人の孝ゝ為ゝ人とゝ知りつゝ乃
ゝ八つゝ会とゝ為ゝ此会とゝ為ゝ華
厳経ゝ六道ゝ天道人道魔道餓鬼道畜生道地獄
道ゝとゝ温公通鑑唐代宗紀の註ゝ盂蘭盆ハセ

ぐゝの人七月十五日ゝ素饌つくゝてゝ人ゝをゝ
まつるゝの礼作ゝ織て盆盆ゝつくゝ帝銭をた
くゝ人ゝをゝひゝつの件をゝとゝやけをを
盂蘭盆ゝ人ゝ乃ゝ国のゝ八ゝ七月十五日
のゝをゝとゝあさゝゝとゝ人ゝをゝ
をゝ十五日の夜ゝ冥界ゝ乃ゝ
づゝもちゝゝゝ又おゝたゝゝ
唐人の紙銭ゝやゝ遺風ゝ夢華録ゝ民俗の中
元ゝ人ゝ八冥器彩衣ゝ竹林

の三ヶ所ありて燈窩状のごとくなりしものとあるを盂蘭盆と思はけるなりとて此夢華録のなかなべよ通鑑の誤なりとハ盂蘭盆とハ冥器の名なりて故俗語といふなる義なりしかるに又俗の世にいふなる中元よりしぬるハ冥器のいちにんにんにかんなりけ丸ちゃんちゃちゃんちゃいつくしひさけ冥器ごとのいふるなるもちゃんでもつとるハ土器のもちゃのうつハ元旦除夕二度二分の土器ものとも

風俗のちがひのとぐわざるつくりまつりなるハ慙て中元の盆まつりもまぐつわかるとて祈わかちたるなりけるもハ盂蘭盆の名義ハ通鑑夢華録のごとく冥器の名なるのさわくなるハ世上の盆まつりなるハ世上の盆まつりなるハ餓鬼道倒懸ちんでとせるなり餓鬼あるいらしよりなるハ餓鬼道の因連のなるべきなるあるくのかけとハ餓鬼道のかけいらしなるもの餘のさわあくなれくの

飯尾宗祇

主殿の御しろ志らんの御ゆゑ[illegible]

きもしもあもしろ人もの諸うんめもいあの

飯尾の宗祇もしけてきものしろ坐やし処

なさごのもしそもその第やとしめしくも

ところそせんぐ無し大ひるつぐといも志らの

うるべ志かしこのらんぐ盃をしてゆに

人もしぶんぐあるもと朦子のさざして久しけもと

なしまのしかのしの石塔ぬきさしおきしはら処

うるのうきくとりるる人の[illegible]

なもびかしらせんぐ志てそ中おやし飯尾はる

でぐつらきるしまにぐしあるうちやく

定家卿明月記ょ寛喜二年七月十四日今夜人京

おうしのもとんよとしろしのこれもつあしかもと

とりびあうせるぶとしかるあもはもちろのかたは

くるしかみぞ志もとのもの[illegible]ひしもものごと

しとぞ義をも解ふしるしと後ちるよ寛喜ハ後

掘河帝の[illegible]ハとしろしのそあひ書て

と〻久しきあるハいまあるハ二月ゟ
四ゟの橋番ゟ六月十五日の祇園まつりのとゝろ
まんとハ[illegible]七月ゟいんめとハ彼らとゝ
乃とゝろ〻とそうき世の人ハさ〻れ盛るとおもふ
とそゝ〻ゟ〻みでさそうこそ明月記ゟのもとゝ風雅
のあるひとゝもかゝ世ゟとゝろ〻ハ風俗のつゐをもる
ぎれなきとあとゝ〻江戸ゟ大〻〻〻〻〻〻〻〻
ゟ〻ハ嶂山碑の小篆と亀ゞ島ゟきの遺
法と言ゟ印譜ハ祇園ゟ[illegible]のゟ〻〻〻〻〻〻〻〻

[illegible]人[illegible]ハ後深草帝建長の
[illegible]記録の[illegible]
後深草帝ハ後嵯峨帝才二の御子ハ西方の夢よ
[illegible]公事根源[illegible]
[illegible]田の実[illegible]
[illegible]人の[illegible]
[illegible]
[illegible]武蔵の[illegible]
[illegible]極[illegible]

[illegible]始[illegible]
[illegible]田の実の[illegible]
[illegible]
[illegible]

とて行ちつゝ良夜とあるをもつて稚ふ〳〵こゝろとゝ
談ぜるゝ真俗交談記ゝ仁和寺二世性信法親王のはな
さに八月十五日ゝ桂冊の會とゝ名づけ九月十三夜ゝ継華
乃會ゝ名づけ毎〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ

そづこくとて山よのあうるかたをもよおのいは
ひこくとて人をいはのこちら雞犬牛羊皆死しあるとて
義家の所ゆくこうしを後とて海世の風俗九月の
九日にて菊花の酒のこめあり桓景がむこうしとて
いこうしきこゝつもりて又此日を重陽といふ風土記
に九月の日ハ毎射あるかハ老陽の九
なるハ月の九と日の九と皆やうしきの九なるゆへ
に重陽とハいふなり是が国とても此をとりかはる
なるべし 延喜式掃部寮の式に九月九日ハ菊花の御

ゑんにて内ゐんと神泉苑の殿上に御座を供しなりて
参議以上のひとゝまつざとなり又幄下にたゝ
て侍従文人などの座をもうけ詩をもつくりて
ひとゝもたるまゝ乃わとるハかゝのこゝろ
日本の風俗にハ此なるゆへ
もてなされ侍りしとて名ゆへ此菊の酒のこゝろいはの
ゆまもいつゝ酒にてひたしこれを節句なるゆへ
なるべし

中右記に崇徳帝保延元九月十三日の條に

[illegible]ことに有あり寛平法皇こゝハ
[illegible]のより[illegible]ちゆ
[illegible]ハ九月十三夜とめ[illegible]
[illegible]ことを後[illegible]九月十三夜
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]中右記ハ[illegible]寛平[illegible]
八宇多天皇の御[illegible]
[illegible]ハ宗忠[illegible]
[illegible]十七代[illegible]十三夜の[illegible]

[illegible]と盛事[illegible]
記ハ鎌倉の會[illegible]建久ハ後
鳥羽帝の[illegible]ハ[illegible]の文人号式
[illegible]菅原淳集題詩
集[illegible]十三夜[illegible]詩[illegible]源氏
物語[illegible]の巻ハ十三夜の月[illegible]
[illegible]小[illegible]の山も角[illegible]
[illegible]千歳集十三夜の歌ハ[illegible]
[illegible]

真俗文談記建久[illegible]の
[illegible]建久ハ後
[illegible]

詠[illegible]の新古今集十三夜の[illegible]月[illegible]
[illegible]月[illegible]
[illegible]の詩人[illegible]人の[illegible]の[illegible]での
[illegible]盛[illegible]乃ちの世[illegible]
[illegible]俗の[illegible]
[illegible]
[illegible]月[illegible]
[illegible]猿は
[illegible]

無好師[illegible]第[illegible]十月[illegible]神[illegible]月[illegible]神事
[illegible]
[illegible]
[illegible]太神宮[illegible]
[illegible]
[illegible]伊勢[illegible]月[illegible]例[illegible]
十月[illegible]行幸[illegible]例[illegible]
[illegible]不吉の例[illegible]
[illegible]中庸冤神の[illegible]朱文公の註[illegible]張子の

ものとりて鬼神ハ二氣の屈伸なり二氣とて
ものといへバ鬼とハものゝ陰のものいふと神とハものゝ陽
のものいふなり此註にて又人とハ神なり月とハ陽なり月
といふなりて十月ハ陰の月の異名なるゆゑ朱子語類
に十月を陽月と名づけたるハ陰なり陽なり
なるがしるべかくなり義なるしるし
なり菊嵩檢校といひつる讃師のあんなるゝ筆のあと
ニ三ヶ所ゆゑ宮と相違なるのみなるゆゑ
なるべしゆゑ宮ゝかゝしのものゝ故なるべし

おなじく菊嵩がいひつるゝ
らくとハものゝごとし解とハ
なるものゝ解なるべし
いつものゝごとくなり
なるべくゝ神祇の神のなりて神なり月とハ
なるべくゝ小菓山嵩ニ
十月のものゝ上巻にあるゝ
してなるゝ月といふ
なるがゆゑの世のつゝ
ものとりて又ものゝ月とハ同じくして文字の
なるべくゝ神なり月といふ
なるべくゝ神祇の神のなりて神なり月とハ
なるべくゝ小菓山嵩ニ
十月のものゝ上巻にあるゝ
してなるゝ月といふ
なるがゆゑの世のつゝ

[illegible]の十二月[illegible]国の十二調よりゐして
陰陽[illegible]生じ[illegible]ぐる[illegible]とつくし[illegible]
しまいるゐも十月鹿鐘四寸六分六厘の[illegible]
十二調の上無よりゐる事菊崎かんのごと
[illegible]物が[illegible]を物[illegible]
[illegible]月のなり[illegible]を[illegible]
[illegible]用ひるの[illegible]
検校の草[illegible]草[illegible]
[illegible]の債
[illegible]

めくるのもの[illegible]よりとめぐらしの[illegible]で韓文[illegible]
公の張籍[illegible]李淅東[illegible]
淅水のひがし七州[illegible]
中丞の人をとりもるはさぐ[illegible]賢と不賢と同じ
[illegible]めくるとめ[illegible]
[illegible]の世[illegible]
籍[illegible]ごとき[illegible]
[illegible]
[illegible]是淅[illegible]

名を名ぶ又いとん此坂にて死のひろいめしてる
めよかゝき男のざとゝ山むしゝるゝと
初学記に十月亥の日めとゝ白ひめとハ人とゝも
アるいるゝ〳〵ひゝ政事要畧に十月亥の日とも
ゝゝとゝらひめとハまんしゃゝのうと〳〵とのぐくし
ゝ義孟に解ふゝゝゝと張ゝるに俗のゝに家の子
とゝふハ日の丸ゝゝゝゝゝゝゝゝ日の丸まあゝゝとの
はのゝゝ名ゝとハ家の子ゝゝゝゝゝゝて家の餘
ゝゝゝゝゝゝゝゝの餘のゝハゝゝゝゝふゝゝ

王燭寶典に正月十五日に白ひめゝとゝを玉粢餘と名づ
ゝ名ゝハ亥の日ひめゝとゝ由ゝに家の糧ゝゝゝ
ふゝゝの又ゝゝゝゝゝゝゝゝ雅語にのゝる
人ゝとハ家の子ゝゝふハゝくゝくゝて玄猪ゝんど
ゝゝゝゝゝ国のゝみゝゝゝ例ゝゝあんゝゝと日本書
記に崇峻天皇五年十月丙子の日に山猪とゝんぜゝと
此ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ猪
の肉を用ひゝの日も丙子ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ乃
月のゝ十月を用ひて亥の日にかきるゝゝゝゝゝ

[illegible]て日本紀に欽明天皇十三年十月百濟国の
聖明王[illegible]の銅像[illegible]国[illegible]八尊
我大臣稲目宿祢等[illegible]
と天下にいろめあり宗峻の雄[illegible]
山猪の献納あり[illegible]
[illegible]
一田十月猪肉[illegible]
[illegible]のいのしし[illegible]
[illegible]て[illegible]猪肉の[illegible]て

[illegible]の日[illegible]て此[illegible]
[illegible]猪[illegible]
[illegible]日本紀に天武天皇四年諸国[illegible]
[illegible]牛馬雞犬猿[illegible]の肉[illegible]て
[illegible]
式に御[illegible]の[illegible]八下
三千一百三十二座の神位に奠幣あり[illegible]
[illegible]たの[illegible]
西宮勘物に左京右京[illegible]

[illegible]江の国[illegible]いの[illegible]すべき[illegible]此[illegible]
[illegible]獣の肉も[illegible]神祇の[illegible]
[illegible]仏経の[illegible]書の[illegible]
[illegible]けなんとはあれども[illegible]
[illegible]あれけ[illegible]はしりや[illegible]の肉[illegible]
御伊勢[illegible]不浄[illegible]
[illegible]ハ伊勢[illegible]
伊勢[illegible]ハ[illegible]
[illegible]猪鶏[illegible]

[illegible]の織[illegible]川と[illegible]
[illegible]つの[illegible]神祇[illegible]
[illegible]天照大神宮[illegible]
左傳[illegible]僖公五[illegible]王正月辛亥朔日南至[illegible]公
朔を視つかる觀臺[illegible]のぼ[illegible]
礼[illegible]伊例[illegible]分至啓閉[illegible]雪物
[illegible]事[illegible]杜預[illegible]註[illegible]朔
を視[illegible]ハ毎日[illegible]朝[illegible]して天王[illegible]
[illegible]のこと[illegible]国中[illegible]

大礼なり周の正朔なりといふハいまの十一月なり此
月の朔日なんとくまいりとしてと十一月朔旦冬至と
てもいとめでたしのためしとハいふべし歟蓋とハうたがひ
なくてとちとのぞ〳〵ゑびきとしてもう今とハ
春分秋分なり至とハ夏至冬至なり啓とハ立春立夏
なり閉とハ立秋立冬なりうんぞうとハきさらぎ
夏八月なり切うとこうゝかさねとハたがつとゝ
きゝゝかんやゝとつまひゝゝ事とつゝ
武とゝゆふなり冬至の日ゝとしめ
ゝ

ゝ祭なりとゝ後ゝ冬至の礼ひゝゝハ
ゝの國ゝゝいとゝき典式なり江次第ハ聖武天皇
神亀二年十月己丑の日天皇大安殿ハ御ゝて
冬至の賀ゝうけゝゝいかゝかんのさう
なりゝちやゝてなりハかくめぐゝゝきのあゝゝ
ゝもすゝの世ハ初めゝ師走
ゝをゝゝゝゝ日なりゝゝ乃ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝの
資てゝゝまゝやゝなの日なるのゝハゝゝゝゝゝ
なゝまゝしゝゝ三日ゝやのゝ此日のゝきゝんゝて

信濃のおもかるらんとかゝるものゝ
ものゝ
ものゝ
なるべし
とぞ
ばゝ
ばゝ
俗
の
吾嬬（あつま）
京
郎
の
の
の

涼ことゝ為てあぶ百隷とひさわ〳〵時のわゝ
らわして疫鬼を敲くとし鄭玄どの〳〵註の方相
ハ放相とゝなゝめるゝ同じけいまの魁頭のごとく
ゝめるゝとゝ義の解ふ〳〵ることを説ゝる荀子
非相篇の仲尼のゝゝハ地として蒙倶のごとくなるゝと
揚倞どの〳〵註の倶ハ方相なるゝし韓侍郎とゝもゝ
の八四目を方相とれ〳〵面と倶とゝもゝし此註
ゝてゝゝる鄭註の魁ひとゝいふハ荀子の蒙倶の事
なる漢の時鬼のめんとゝ名つけてかくゝふゝの論語

鄉黨篇ゝもゝゝしゝの儺ハちゝ〳〵ふゝしてゝゝかゝる
ゝてゝゝゝとゝゝゝふハ東階の事なる〳〵主人のゝゝる
なるしハ儀ゝゝる時のあゝゝて聖人も盛儀ゝゝのゝし
ゝゝして主人のゝゝゝるつゝゝふゝゝまでゝゝる周礼論
語のゝゝゝ

ゝとはらへをハらしめて土牛つくりて儀とするなり
とぞ延喜式ニ大舎人寮鬼とゝいふハ親王ハ下ノ
人つかぬをもつかふて打ちてはるを立もふ陰陽寮
さいとんとゝいふて南殿ニつかへて儀祭しおこなふとハ
親王以下の人々の中ゝなかしのやをのつくりと
ゝて侯子八人うんの布衣をきるをひきあて宮城
の四門ニ追儺しをこなふ四門といふハひがしハ
陽明門ニしハ朱雀門ニきたハ達智門
ニしハ玄武門ニ大舎人寮鬼をいとゝ四目のおりて

くちめの四つまこうをと鬼をいふめりとやの式ハ
周礼方相氏のるを地こちふるをたゞしんぞつをひとゝ
周礼ニハ百隷をいきやもあるとも延喜式ニハ侯子
八人とゝるをしゝるを文字なるゝども周礼ニハ難の
字をもて平声ニかゝるをして難とゝるを論語延
喜式類聚国史ニハ儺の字をもゝをゝるを河海抄
ニ追儺ニハ除夜ニ疫鬼追のるをもて追のるをとやゝ
わゝるゝてゝるをゝるをゝ
いとゝ二ゝんの夕ニあひぬるをハいもゝるをゝまんの

うちよりとりあつめて男とつかう
人をおほくして恵方をしらふ
福はうち鬼はそとわかやうにて
相氏の儀とやうもいぬ
まして金子三分にて
かよわをもしてかけの悪鬼
わるくしかしてうつ
世語に除夜のとりて酒をよ
わしおもしろいのさうの國史をみて

三つのしかのおもしろ
ていは上古よりこれをはらひ
鈴をもちて梁の庚眉吾除夕の詩に耶傾稲粟酒試夏五
辛盤といふをもとし
いてあるそしめるを
おそしるとさこあるとも
して君臣のあいだ
さらに二十更とでらに
なのきつとなりはそしめて
三つのしかのおもしろ
故なる
ハ守歳のこと江左この
ハ
ハ
ハ

帝は名をはるかに奢靡の天子なりけれども除夜は
いとゝ物さびしくぞおぼしめしける火山とかゝれる沈香をて
山のごとくにつくりなしてもとやりなかるまでに
火のひかりのかゝるまゝにしたがひ甲煎汁をかけ
たてまつりけるのとしかずの数文をて
異香数十里のほかまでかをりけり一夜のあいだに沈香二百
餘乗をつかやし甲煎汁を用いること二百餘石を
なげうちて歐陽文忠公除夕の詩に隋宮守夜沈香火と
賦せりとかや煬帝のおこなひとかやうなるもの又

唐書に中宗景龍二年十二月丁巳晦中書門下に
たまはく学士諸王駙馬たちに貴族と同じく宮に
てやすしまりもろの酒をたまはりてあまたの
ものゝ中に大をあらそひしかし隋書二史のつたへて
いはくさてたまはるものゝ名は此ことを顕ぜんとて
しちゝてたのまざるべきいまの俗の
人をしてやすしまりもろのさかづきをとりてあまた
をもて欠債のいそいでいとゝ
あけのちちとてまりもて

漢儀註ニ太史のつかさ立春立夏大暑立秋立冬八五
時ニさきんじて つゝしみの時令とあらしるしの時
皇帝のもろ〳〵御袍ことに五時のいろのあらしいと
つゝしみて ゆるしの時ふくことと後ちるに南史扶桑國
のほうに扶桑ハ大漢國のひがし二萬餘里のほうにあ
るなりの国風俗いかゝとしらさりけれとも
き申しのしるしハいかゝあはきと着し丙丁のとし
ハいかゝのくあかきと着し戊己のとしハ黒のぬく
きあをと着し庚辛のとしハ白のぬくしろきと着
し壬癸乃としハくろきぬくくろきと着ちとそ
ゆるこくの沙汰ものもとにもとおくの
ゆゑ国とそもそもの志ほとくのあしき事
いこくの人ハ知らさりけれとも
御記ニ清涼殿ニ御帳のまあるとの御帳四のへ
ごふんとそあしきとそ思ふ朽木のかゝ
ちとそ思ふもあるしゆゑこくさくかねの時の式かく
の餘あ〳〵時令の御ぎしれ知られ事漢儀
ハ〳〵とゝさうゝ江次第ニ天皇御ちうづきし

めでたく時萬歳不變の水急々如律令ちんとしるす呪文を
立春の時令なれば又回書は孟夏の旬二献のうち
内侍のさしはやうは御ひやくぬの南あるやうなるこ
と出居の次將として王卿の座のまへにあふ
きとるなりとふるんどこれは立夏の時令なれば又西
宮抄に六月ふつかの陣といふはぎしきは大將以下の
人さしたんと常はまどひさしのあいだに伺候して
ぐもしは左右の兵衛は南庭にあて立ぢうんなりの御陣
とまけるなんとなり大暑の時令なれば氷のぎもん
なんどはなんめんなるべしさのごくのぎんいなんど
扶の時令ならばくきなり又江次第に十月一日天皇南殿
に出御ありて二獻のうちいやまとの舞臣
にあるふるの孟夏あるふとなりふの儀のごとしとい
ふんどうも立冬の時令なれば殿ぐくの人そうと
ふんなりなんてあるはかくふをこぶつのあん
なるものそかしはやうは時令のしるいちうんさの
ふんふんあるは回トくるこのかんとあるんもうの
藻と搖舩と操とるも一篇のくんなりけやばめんさ

とうふべき一〇人十二月おくもるみも五時くとうそ（さそ）
バ又とうやいふべきさもハそ蟋蟀（こうろう）ハあきとやちて
ぎんゝ蜉蝣（かげろう）ハいづる怪そうごめくこうちゝ
のうそもうめとものよそしも世そ あぶくゝうるまづ
ゝゝつぐさも世そうもうの人のさしもきあぐやま
つどぬのこゝくゝそごえかゝやるるの石ハるハしゝ
ゝゝかし地そうてつるあるあゝ孔めゝゝ世
めきて世そうもうの人のうのさゝかゝじゝ石そうでさゝじ
やまそうゝるゝゝゝそうもうの人ひゝゝ地ん地ふ

てゝゝゝゆきうふ人ゝもひのゝゝもそもあゝのふ
ゝでりてさてゝゝゝこうゝあゝのうもゝゝあゝ
うゝゝのうゝて五時（ごじ）今外（ほかげ）のゝゝ石ハゝゝゝ色ハ
色刹と乾没（ひぼつ）とう人のゝゝ石りいゝぞうるゝゝでありゝ
ゝんがあもうゝもゝいつゝる礼のゝんそうもうゝ川の
御のうゝりもうゝ同じ ハけと人のうもんまうゝかゝ
もゝうゝうゝりてさゝゝ石ゝゝゝもさゝぎゝめもゝバようゝ人
ゝうゝゝゝハのうゝうんゝあゝうゝやうゝゝ俗のうゝ
人と呪詛（のろい）バあれと方ゝ野部（やい）るうゝとハざ

雲麓謾抄より釋氏智度論を引て天帝釈大りきの
うとて自ことの四大神州をてらしかねの人さん
らしあり。とうぐるふ正五九月八南瞻部州をて
ら〳〵二六十月八東部をてら〳〵三七十月八西部をて
ら〳〵四八十二月八北部をてらと唐の太宗此をて
ものふるまひして正五九の三長月ハ刑をおこなふ
ものとさん。なぜきらめくふるをんどいやく〳〵
人の年錢とさしめる事をんどいらとを殺
ものこと張とりよ太宗のこいりふりして三長月
乃ものこんぐるふぐつぷふおねをてら人をいそよ
ぐやや天帝釈をてふのつてくハ人君の
徳義をてふるんぐ正五九月のくるおきるを
ものの月法のく不法ふして三長月まあるふりのを
聖賢のとこるのるくそその餘の月りらを

事のかたちをうつるハ天帝釈もやとりかんとそこ
ハ
ひとりしらんぞかしとそこ
ハ
ものくさきもの
ハ
ものくさいろ帝釈なもあ
ハ
ものくさもの
ハ
さんかなあそこしハ天帝釈の
ものくさ
ハ
ものくさ
ハ
ものくさ
ハ

ゝ事祈ぶりて楚人の味(くすび)しまよりとりけり

西宮記に庚申の日あるしはきんちゝみしかゝる人の

御遊とて酒菓子花とゝのへ詩を賦し歌を

思いひ いとをけごとをゝろ〳〵の人ゝとゝ〳〵みて

いのゝきゝふく ひとはのよいるとまちるゝ義

事の解ふゝこと侯ゝと侯ゝかゝる人まちめる事

ゝでに西宮記ゝ人ゝとゝはゝるのゝゝ國に如こる

ゝゝゝ久〳〵き例〳〵みゝいよの世ゝゝかゝ

人ゝあらぬとは通夕(つゝき)ゝあのゝゝゝ蒲宮記のいに

日ごゝのみで抱朴子内篇に人の身に三尸といふ惡

鬼のゝどゝあゝ人ゝ此鬼おのゝゝゝゝ人の身を

しゝてゝゝ死なゝ死なゝの人るゝをいゝゝゝゝ

かゝ人の日よいゝ人ゝとは此鬼ゝゝ上天ゝ

司命(しめい)のゝゝゝゝ

えるが角に循真の徳のあるあるを人みして此鬼の
ごんとやうらぬ〳〵ときは三尸神のめいぐ〳〵ハ彭珈
彭質彭矯といふ名ある鬼ハいかくの
ひとぬとこのゝ怒神ゝ彭質といふ鬼ハちん
ぜんぢ〳〵とこのゝ怒神ゝ彭矯といふ鬼ハ
ゝちゝのいろこのゝ怒神ゝ三尸ぐ
とゝとぬとハかゝこの日ゝ三彭の鬼上
天にてさんとくと命ゝ
ゝのゝこのゝ一ぢんとゝとぬとハ三尸ゝ

七ぢんとゝとりめとハ三尸めいとくき海
とるゝハこの東ゝぐ〳〵と言ていのぢ事
ゝ道家のこのゝ三尸ゝ人がくのゝ
きゝ〳〵風俗のいしゝ
のゝとゝゝゝゝ
ゝ惡鬼のぐんぐんとゝ
ゝのぐゝ
の三尸神とけゝ
とけゝ

たるにしるよいもものふとゝ司命天書をふせち
ねの不善人のちくとゝさんこの惡(わく)者のものふべ
きいとゝもなをとゝ知し見もへ大学の作よのやもゝ
君子の小人をとゝめふもゝもねんと尸(カモ)人かか
ごとものゝゝめいるよ三尸神のゝこゝとゝもゝ
ものゝゝめいとあをけもゝ司命定ゝとあゝぶめ
つもゝ草よ赤吉日(ものぐち)とふ日のゝゝ此のゝゝ
道の汝法ゝゝのゝ人ハゝもぶしとも世
ものなるゝいふゝゝていゝゝしめるゝ昔ゝ

ゝ事ハゝみぢなゝ心ひふゝるハ得ゝし
るハゝゝるもゝみゝゝてゝゝゝのハゝぶもゝるあゝ日
ゝゝゝ義ゝ三を法ゝゝるゝよの世ユ
不成就日といてゝとのいゝもこのゝ人のゝふごとゝ
ゝゝゝ昔ゝけ作ゝて其の法三三四五六ゝゝ
九日めゝゝと不成就日とハゝゝゝゝ正月の不成就日
三日ゝゝハ十一日ゝて又不成就日ゝと六月ゝゝゝゝ
ゝゝめもハ七月ゝゝ又ゝゝしめのゝゝゝ三三一四五六と
九日めゝゝと十二月ゝてゝゝゝめゝゝのゝゝかゝゝ比ゝのゝん

やうのふしみかもとうろうと何ゝ
下のくらくなるがゆゑにて世ゝ
しるべとなるべし風俗のつゝしみ
なきを無好師のうわ沼法してなり赤香ゝ
うゝゝゝのつくりもそしてあるべきの日のこと
はゝゝゝとゝてゝゝこしと不成就日とゝ
あゝゝゝ赤香日ゝゝ不成就日ゝゝ
雖あるとも世と面とうつるべきゝ

ゝゝゝ赤香日ゝゝゝゝゝゝ如房と
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝと世の女房ゝゝゝゝゝゝ
搜採異聞録ゝ百六陽九の會ハゝゝ道のゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝの會ゝ八の之ゝゝゝゝゝゝゝ
ゝて百六ゝ陽九ゝゝゝゝゝゝゝ
はゝ陰七陽七陰五陽五陰三陽三ゝゝゝゝ皆會
の之ゝゝて人生のゝゝゝ月ゝゝゝゝゝ

とゝざいしのとゝ　ゆのひめゝとて　ゆゝをてゝ
をゆゝるゆとゝとゆゝるの　四千五百六十よゝ
しいゝのありとゆゝさゝしひのとゝゆゝ　足つくゝゝの
五十七ゝゝあんゝるゝさんゝゝゝゝこゝゝとゝゝるよゆゝゝ
八十ゝゝよゆゝじゆゝとハゝるゝゝひゝくゝゝゝゝゝゝるゝゝゝの
ひとゝゝよゆゝゝゝゝゝゝゝ　今の人八十ゝゝごゝよ陽九のゝく
ゝゝいゆゝゝとゝゝゝゝゝゝゝ

子のとしより計へ本性の脇へ八酉のとしより計へ
水土性の脇へ八午のとしより計へ七〇人のう
けおへ人めをハ五〇人のもけ
けおへ人めをハ又うけのそしめの脇へとなるとの
ちいをあけしきとそるうちと陽九の
やくをい八十〇人ハ一度ハ厄とをくしげ
るくとしとをハ初ものるうヨ七又大る
ぎよあふらともかしのまし百〇人めるとしいか
ゆそ百六場九あるくとそ〇るひあハ八十孫へめ

ちとしひしきとのるり二十孫へのちびあとも
くらしあハやくらへのゆはとくら
うしてたづのとしとしるハ孫へおよ
きへぐへくらへのめをきとるるへ孫の人の
むへくひきめるとざひしをとへハ小くのめふ
人のめをへよこれらふいめの死縁のとぐとしる
がしめをぐも川ちもみくをこるぐらるるとのの
くとりてのこはりてきるしまぐよんけもと地
ひめをハもひあしうをもぐひとるうるめふ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

といい北と玄堂といふものゝ左外右外あるゝ
三四十二堂なり是より一称に十二月とをいふして王
その月どよりのまよしゆゝまりをおとと
きるるその三四十二堂の中間と太廟太室といふて
四季のとゝゝゝ王又ゝとようつを用ゝして
門をおとゝとゝゝ国月のことをいふてしを月
なるゝ王のまし用ゝとゝゝゝ門内の中
立ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
なし門の中王ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

後漢書に章帝の時大初暦天下にほどこしおこなふ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

る武帝大初元祢（ねんぢ）めて三統曆を用ひられ
たり。三統曆は劉歆（りうきん）どのしたらしきもの
とぞいふ。武帝の大初元祢（ねんぢ）はあるいは百年
ばかりのち王莽が時用ひられきたりしが
ちうよう章帝のときいたりて大初曆久しくたが
ひ用ひ（天度となる）ものなりとて沈休あるいは四分
曆つくりたりしかども章帝の時にいたりて
かの曆はいかるべきにあらずとて光武皇帝中
興の時又改めしのぶるに武帝の大初曆と
同じ。ゆゑに章帝乃時はいたりてあらためられ
ぬ。四分曆と名づけ四分とは意味
あり。曆法は章節紀元乃四つのうちの
さきの三さいは一国五さいは再国十九さいは七国と
かぞへ。ものとして一章と定めけりとの一章と
四さいとあるとは一節とあるして七十六祢（ねんぢ）又は
一節と二十かぞへるとは一紀となして千五百二十祢（ねんぢ）
あり。又その一紀と三つあるとは一元となして四千
五百三十年あり。此一元と四分とをもてしるさざるべ

とつけあれハ四分一暦とハ名つけあるなり月
の大餘小餘とつゝとて閏を三十二月めよりとゝ
ゝ也ゆゑ漢のゝしめハ閏をおく事三十
二月ゝ也ゆゑ一統のゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝと前漢書高帝紀秦の二世の後九月とふ
るあり文穎とゝ註に閏九月のるゝと此時兵火
のこゝろ月ゝ也ゆゑ閏といふるゝゝ
みゝ也ゆゑ後九月ゝ加淳ゝゝ
秦の時ゝゝ十月ゝゝゝゝゝゝゝ

九月ゝ一統のゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝく時ハ九月ゝゝゝゝゝゝゝ閏月のゝゝ
後九月とハ名つけゝゝゝゝ顔師古ゝゝ註に文穎
とゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ閏と
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ後九月ゝゝゝゝ
毎ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
しのゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
のゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ後九月とゝ
毎ハ閏とおくるゝゝゝゝゝゝゝゝゝ兵

火をもつて国月のごとくあつまりと
秦暦法を閏月をかくるこのゆゑに
はじめて皆ことごとくのゆゑに
はじめて天下のことをあらためしまた史記漢
書のゆゑを史のつかさもつかさどるおお
いにつかさどる高祖文帝の朝皆秦の是をつとめ
ひとつにつかさどる九月といふをもつてはじめ
とのゆゑにあるとあらためいとつ醤
酒のつかさどるの醤と酒楽といひ
酒をつかさどるの醤と酒楽といひ
酒文のごとく酒をつかさどるの醤と酒
と酒妻といふはまたもとのごとくみな
と酒室と名つけ酒此はかるべきあるべし
ことは酒室といふは戦理あしらんことは酒室
といふことはいとなんこと又酒室と八両半斤
なり又ゆゑあるもの中毒のごとく酒のごとく
ことはいつめもはじめのごとく酒室といひ長けば
のごとく酒庭といひうのごとけの事と酒園と
いふのごとくとつかへゆくるとも酒へゆくこと

バうしの声のるまでも牛後とそよつとも
可馬法のときとるつぐこのるまこと昏鼓四通と大
鼓とるし夜半三通と晨戒とれし旦明五通を
發朐とるとそ周礼鼓人職のおとそ人つとるる
八夜こそ鼓とつみうてるるとと鄭玄とのく注
の鼓八面といしの面りもつとるる
解ふくこと孫とる周礼三鼓の字八可るる法の
昏鼓夜半旦明の三ツのとるるそいまし
ぢとと二鼓とるつけるこのるくこのこるとと

自鳴鐘のくるるとこも皆面とまとるのるるる
しるるるのるるるるるくこるるる法大明律の
一夜二十五點といるるこも又面るるの時刻とい
ふこるるるるくるくるく

永と賦しるしバ此やうなるべし唐のころ初てふ
るめく唱(えうく)ありしかとも宋の時
より始てハ二十五點のさだめとなりあるあ
て初更の五點と三点とあり五更の五點と三點と
なり一夜を二十一点とさだめしかるを
今日の國のときのかぞへかたもしかり初更をハ五つ
二更をハ四つとし三更をハ九つとし四更をハ八つ
とし五更をハ七つとしかるに又この二十五點
の數法ハいかなるものなるやこれをかの時のかぞ
へさまとしるかの法又ときのかぞへ
なるも十二時刻のうちあるに申と寅の間ハ六つ五つ四つ九つ八つ七つと
うちに刻をもハとて初うて時刻の鐘數ハ皆申
寅のかしらとそうてぐるるに初更の戌の刻と
五つとしるある戌亥子丑寅のかしらと五つうつるる
二更の亥の刻と四つとしるある亥子丑寅のかしらと
四つうつるる三更の子の刻と九つとしるある子丑寅
卯辰巳午未申のかしらと九つうつるる四更の丑の

刻と八つといふあり丑寅卯辰巳午未申のこゝらを
八つうつるゝ五更の寅の刻と七つといふある寅卯辰
巳午未申のかゝらと七つうつるゝはりうの
いにしへ紀貫之の俗のもしのちとの
うき世をとゝて身をなげいるを物とゝもきあ
ゝとゝろきのゝ八ほんかおやゝとゝきゝしもと
同じりも同さあゝの警枕のあくあゝぐるゝ
ゝゝゝもきくべき事なれはゝとゝろきゝふ
ゝゝゝんゝゝゝゝゝ撃柝人とて志ゝゝゝゝ八君子の

下流のゝゝゝのゝゝゝゝ申ゝんゝゝゝ水ゝゝゝゝゝ
ゝゝゝのゝゝゝゝゝ

和のあとにさぐるに八ちれさうなるあるれ色丁
とそつゝみちゝしあれらの鯉の子つまみいるぶけ
さて〳〵鯛よさんとよのめやりこ豆腐よりたゝ〳〵しと
をゆ〳〵まあとちろのちゝるとさてそれとゝみ〳〵
河漏ハさゝとゝとめ〳〵かくとゝあゝてハ政務そ
とゝとめるるゑ色ゝゆ
周礼夏官よ挈壺氏ハちゝこくさゝめて日和とゝち
てる事つゝさどりゝ人みゝあゝ鄭司農どよちゝ
ゆちゝやのちゝおの〳〵いやゝこくるとゝゆ ふゆとるり

とめさゝりかぞおのちゝ〳〵あゝこちゝふゆゝ
この史よ太史立成法ゆゝ西十八のちゝゝ七ゝまちゝあて
十二時の漏刻とゝゝとゝとゝゝとゝゝ
ゝとゝ後ゝふ琊琊代酔編よちゝゝやのちゝこくとちゝ
しておゝゝ両儀のめゝゝゝ日のいゝゝいそゝいざゝ
二刻半よゝ天ゝゝよゝ此ゝ又日のゝゝよゝおつゝゝふ
てのゝ二刻半ゝゝ天やゝゝゝゝゝゝゝゝ畫漏の
夜漏ゝ五刻ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝ八日乗紀よ天智天皇十年夏四月ちゝこく

と新臺をおもしろくてそしのくとのとうの鐘
鼓とうあしめもしうし此天皇東宮をはしま
時うう〳〵廂のうしをつくとのゆるるしい
ろ〳〵さくのまつをさとしを行の御時うおを行
久しく例しうをうしもしきちや〳〵時とう
かぶぬのまつをもしそえんどしくるあるさくしい
よくくもしかるも三代實録ゑ文德天皇天安二年八
冬十月陰陽寮ろくこくのあるあるあるのうつを
はへるくしくかのもしるうしうとを式ぬくを

淳和天皇延喜元年八左大臣藤時平大藏善行ちく
ををしてせんしらふさを清和陽成光孝三代乃
ふかどの實録ゑうをする此ふしもしを陰陽寮ろ
こくのうしをとうしめをいるのうしるしろ
おくのるるしさかんゑおををなををあるさくしいよく
くをくきるをとうえをうぬ物古録ゑ晉の慧遠法師
山中ゑををろくこくのるかくしいいゑ水をおあて十
二葉の芙蕖ををおきるの蓮のちるゑをちるをして
ぶるえて十二時をさぶあるとゑ又或をうをいゑ鈴をを

うゐてとはるもてるもの
色と遠公の蓮華漏とハいふあるといふハ
遊冶郎として
[illegible]町[illegible]
て火とけいのそらもえ[illegible]
かしてもしづかもとで一春[illegible]
[illegible]の代俗ハあるとも
こくの國[illegible]

風俗驢茶夜談前編巻之四終

[illegible]